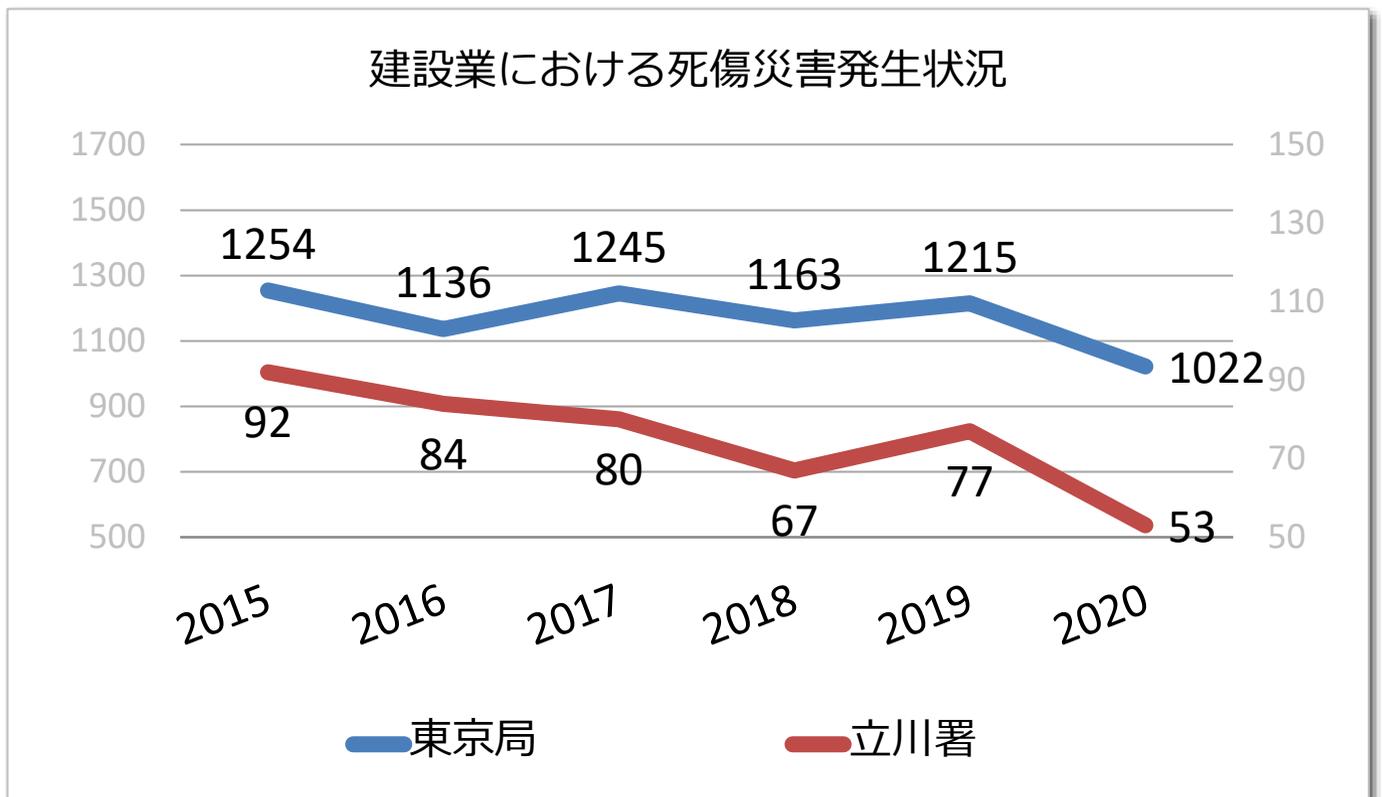


# 令和3年度 建設業における安全衛生対策の推進について

立川労働基準監督署管内の建築工事における労働災害発生状況については、皆様のご努力により、年々減少傾向を示しておりますが、一方では重篤な墜落・転落災害が発生しているなど、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が求められております。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

つきましては、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が図られますよう、お願いいたします。



立川労働基準監督署HP



～トップが打ち出す方針  
みんなで共有 生み出す安全・安心～

第13次労働災害防止計画推進中



東京労働局HP

# 目次



- **立川労働基準監督署長要請**・・・2
- 立川署 第13次  
労働災害防止計画概要・・・4
- 元方事業者安全管理指針  
元方事業者・6 関係請負人・5
- 足場等からの  
墜落・転落防止対策・・・8
- はしご・脚立からの墜落防止・12
- 墜落制止用器具の適切な使用・14
- 建設工事の現場等における  
荷役作業の安全確保・・・22
- 法令による重量物取扱い等・25
- 転倒災害防止対策  
STOP！転倒災害プロジェクト・26
- 建設業における  
交通労働災害防止対策・・・28
- 警備業における労働災害防止  
のためのガイドライン（誘導）29
- 専門工事業者等の  
安全衛生活動支援事業のご案内 31
- 高年齢労働者の安全衛生対策・32
- 外国人建設就労者等の  
労働災害防止対策・・・34
- 一人親方等の安全衛生対策・・・38
- 利比°ック・パ°リビ°ック競技大会にかかる  
建設需要に対応した労働災害防止、  
自然災害の復旧復興工事における労働  
災害防止対策・・・40
- 建設職人基本法・基本計画・・・41
- 伐木作業等の安全対策  
（労働安全衛生規則の改正）・42
- 建設現場における新型コロナウイルス感染  
症拡大防止チェックリスト、  
取組の5つのポイント・・・45
- 建設業における新型コロナウイルス  
感染予防対策ガイドライン・・・50
- 職場における熱中症予防対策・51
- じん肺予防対策・・・56
- ずい道工事における粉じん対策  
ガイドライン・・・57
- 剥離剤中毒防止、鉛含有塗料作業に  
ついて・・・63、64
- 化学物質の健康障害防止対策  
（有機溶剤・一酸化炭素等）・65
- 金属アーク溶接作業について・69
- 石綿ばく露防止対策・・・70
- 建設業労働安全衛生  
マネジメントシステムの普及・75
- 安全衛生教育  
職長等の能力向上教育に準じた教育  
の普及、工事従事者教育の徹底 76
- 建設工事にかかる各種災害  
防止対策等ガイドライン・・・78
- 建設工事現場における  
請負関係と労働安全衛生法  
職場における喫煙対策・・・79
- **Safe Work TOKYO**  
**建設死亡災害緊急対策要綱**・・・80

各位



立川労働基準監督署長

## 建設業における労働災害防止対策の推進について

日頃より労働基準行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当署では、2018年度を初年度とした第13次立川署労働災害防止計画を策定し、死亡災害等の重篤な労働災害の撲滅と2017年と比較して休業4日以上の死傷者数を5%以上減少させることを目標として取組を行っているところです。

当署管内における労働災害は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。また、建設業においては令和2年の休業4日以上の死傷者数は、前年に比べ減少しましたが、「足場・はしご・脚立」等からの墜落による死傷災害の発生、暑熱な環境における熱中症など、重大な災害も発生しており、いまだ対策が必要とされる状況にあります。

つきましては、今年度における効果的な労働災害防止対策が図られますよう、下記事項について、労働安全衛生のための活動を行っていただきますようお願いいたします。

### 記

- **労働者の安全確保のための対策**
  - 1 足場等からの墜落・転落防止対策
  - 2 はしご等からの墜落・転落防止対策
  - 3 墜落制止用器具の適切な使用
  - 4 建設工事現場等の荷役災害防止対策
  - 5 転倒災害の防止
  - 6 交通労働災害防止対策
  - 7 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
  - 8 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
  - 9 高年齢労働者等の労働災害の防止
  - 10 外国人労働者に対する労働災害防止対策
  - 11 一人親方等の安全衛生対策
  - 12 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設工事の安全等
  - 13 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策
  - 14 伐木作業等の安全対策
- 15 建設工事関係者連絡会議の運営等
- 16 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等
- **労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策**
  - 1 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策
  - 2 熱中症対策
  - 3 じん肺予防対策
  - 4 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進
  - 5 剥離剤による健康障害防止対策
  - 6 化学物質による健康障害防止対策
  - 7 石綿健康障害予防対策
- **その他の安全衛生に係る対策**
  - 1 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
  - 2 建設業における安全衛生教育の推進
  - 3 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進

# 立川労働基準監督署 第13次労働災害防止計画

## 基本目標

- 死亡災害：2017年と比較して、2022年までに15%以上（2件以下）減少させる。
- 死傷災害：増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少（686件以下）させる。

## 小目標

- 製造業 ▷ 64件以下
- 建設業 ▷ 76件 //  
(建設業で死亡災害を発生させない、死傷災害は2017年と比べ2022年までに5%以上減少させる)
- 陸上貨物運送事業 ▷ 114件 //
- 第三次産業 ▷ 396件 //  
(死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる)  
小売業 95件、社会福祉施設 67件、飲食店 35件、ビルメンテナンス業 23件
- メンタルヘルス対策  
ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
- 腰痛対策  
全産業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上（34件）減少させる。（主として、社会福祉施設：13件、陸上貨物運送事業：5件）
- 熱中症対策 計画期間中に死亡災害を発生させない。

## 重点事項ごとの具体的取組

1. 死亡災害の撲滅をはじめとする労働災害防止対策の推進
  - ・建設業：脚立、足場、屋根等からの墜落・転落防止対策の強化
  - ・腰痛の予防：腰痛予防対策指針に基づく取組について指導
  - ・熱中症の予防：気温への順化対応への取組とJIS規格に適合したWBGT測定器の普及
2. 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
  - ・過重労働による健康障害防止対策の推進
  - ・職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
3. 化学物質等による健康障害防止対策の推進
  - ・化学物質による健康障害防止対策
  - ・石綿による健康障害防止対策
  - ・粉じん障害防止対策
4. 病気の治療と仕事の両立支援対策の推進
  - ・企業での取組状況の把握と好事例の収集及び情報提供の実施
  - ・両立支援ガイドラインの普及促進
5. 受動喫煙防止対策の推進
  - ・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者への支援の実施による、事業場の実情に応じた受動喫煙防止対策の普及促進
6. 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
  - ・企業のマネジメントへの安全衛生の取組み
  - ・企業単位での安全衛生管理体制の推進
  - ・企業における健康確保措置の推進



関係請負人が実施する事項(続き)

# 建設現場安全管理指針

建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設現場における労働災害の防止を図るため、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示した「元方事業者による建設現場安全管理指針」を示していますが、建設現場の安全管理の水準は元方事業者だけが努力しても向上するものではありません。

建設現場の安全管理は元方事業者と関係請負人が相互の信頼の下に一体となって進めていくことが大切であることから、本指針では、元方事業者が実施することが望ましい安全管理の手法とともに、関係請負人が実施することが望ましい事項を示しています。

- 建設現場における安全管理(元方事業者)
- 安全衛生管理計画の作成
  - 過度の重層請負の改善
  - 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等
  - 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等
  - 作業手順書の作成
  - 協議組織の設置・運営
  - 作業間の連絡及び調整
  - 作業場所の巡回
  - 新規入場者教育
  - 新たに作業を行う関係請負人に対する措置
  - 作業開始前の安全衛生打合せ
  - 安全施工サイクル活動の実施
  - 職長会(リーダー会)の設置

## 関係請負人が実施する事項

建設現場の安全管理は元方事業者だけが努力するだけでなく元方事業者及び関係請負人が一体となつてすすめることによつてその水準の一層の向上が期待できるものです。

### (1) 過度の重層請負の改善

元方事業者対し、過度の重層請負の防止のため、一括下請けの禁止等の定めがありますが、関係請負人が無原則に再下請けに出しては、結果として重層請負となつてしまうため、関係請負人においても再下請けの使用については、慎重に検討し、過度の重層請負とならないようにする必要があることを示したものです。

### (2) 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化

元方事業者は関係請負人に対し、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化するよう示されていることを受け、関係請負人が再下請けに出す場合についても、同様のことについて配慮するよう示したものです。

### (3) 関係請負人及びその労働者に係る事項等の通知

元方事業者は関係請負人の名称、安全衛生管理者、労働者数、免許等の資格の取得状況、持ち込み機械等について把握することとされていますが、もともと関係請負人としても、適切な安全衛生管理のためには、これらの把握は是非とも必要な事項であることから、これらについて調査し、把握をとともに、元方事業場に報告することを定めたものです。再下請けを行った場合については、当然に下請け事業者から、これらの情報を収集し、とりまとめのうえ報告することが必要です。

### (4) 作業手順書の作成

作業手順書については、元方事業場、関係請負人等との調整が必要な場合も多く、現在作業では作業手順の統一、周知等が安全衛生上重要な事項であり、他の現場で作成したものをそのまま使うのではなく、その現場の状況を踏まえ、元請け等と十分調整のうえ、作成し、実行することが重要です。

StokyoWORK  
トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心

### (5) 協議組織への参加

協議組織では、元方事業者において、作業計画の打ち合わせ、合図の方法の統一等安全作業のための事項が決定されるため、関係請負人においても必ずこれに参加するように定めたものです。

また、災害防止上重要な時期に開催される会議については、店社の安全衛生責任者の参加が必要であることを定めています。

### (6) 協議結果の通知

協議については、基本的なこと等は、最初の協議会等で定め、その後は個々の作業ごとに協議を行う場合等がありますが、この場合、その後新たに協議会のメンバーとなった事業場は、基本的な事項等重要な事項について知らないままとなつてしまう恐れがあります。このため、新たに現場に入つてきた事業場に対しては、それまでに開催された協議事項のうち重要な事項について、十分に周知しておく必要があります。

### (7) 作業間の連絡及び調整事項の実施の管理

作業間の連絡及び調整等の結果、元請け事業場の統括安全衛生責任者又はこれに準ずる者等から、安全衛生に関する指示があった場合、これを確実に実施することが必要ですが、このため、指示のされた事項について、関係者に確実に連絡し、その実施について管理すべきことを定めたものです。

### (8) 新規入場者教育の実施

協議組織において、十分に調整を行い、作業計画等を定めても、作業者にこれが伝わらず、実行されないようでは災害防止は図れません。

このため、これら当該作業現場に特有の事項等について、直接使用している事業場の職長等から作業者に十分な教育を行うとともに、その結果について元方事業場に連絡することを定めたものです。

### (9) 作業開始前の安全衛生打合せの実施

関係請負人自らが作業開始前に、当日の作業の方法、労働災害防止上の留意事項等について、十分打合せを行い、安全衛生を確保したうえで作業が行われるよう、当日の作業内容、作業間の連絡調整の結果等について、作業開始前に労働者を集めて安全衛生打合せを実施することを定めたものです。

### (10) 職長会(リーダー会)の設置

関係請負人は、職長及び労働者の安全衛生意識の高揚、職長間の連絡の緊密化、労働者からの安全衛生情報の掌握等を図るため、職長会(リーダー会)を設置することとされています。設置した職長会については、すべての職長が参加することが望ましいことから、それぞれの職長にその重要性を徹底し、参加させることとしています。

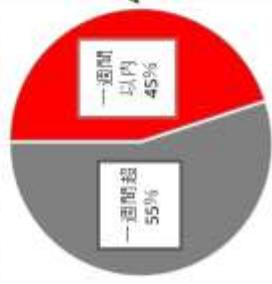
建設現場の安全管理は、元方事業者が一方的に実施するものではなく、関係請負人と一体となつて進めることが大切であり、この観点から、元方事業者は関係請負人の自主的な安全管理活動を促進する必要があるとあります。

#### Point!

作業内容に変更があつたときは、必ず作業を中止し再度作業間の連絡調整と安全衛生打合せを実施しましょう。

#### Point!

平成29年に発生した死亡災害のうち、現場入場1週間以内の災害が45%を占めています。



現場入場経日数別、死亡災害発生状況

# 元方事業者による 建設現場安全管理指針

**厚生労働省** では、建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設業における労働災害の防止を図るため、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示した「元方事業者による建設現場安全管理指針」を示しています。

建設業では、一の場所において元方事業者及び関係請負人の労働者が混在して作業を行うことが多いことから、関係請負人相互の労働者の混在作業における労働災害を防止するため、元方事業者が統括管理を義務付けています。

建設現場の安全管理は元方事業者と関係請負人が相互の信頼の下に一体となって進めていくことが大切であることから、本指針では、元方事業者が実施することが望ましい安全管理の手法とともに、関係請負人が実施することが望ましい事項を示しています。

## (1) 安全管理計画の作成

元方事業者は、建設現場における安全管理の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等と内容を安全管理計画を作成すること。

なお、この場合において、元方事業者が共同企業体である場合には、共同企業体のすべての構成員事業者からなる委員会等で審査する等により連携して、これを作成すること。

## (2) 過度の重層請負の改善

元方事業者は、作業間の連絡調整が適切に行われにくいこと、元方事業者による関係請負人の安全衛生指導が適切に行われにくいこと、後次の関係請負人において労働災害を防止するための経費が確保されにくくなること等の、労働災害防止上問題を生じやすい過度の重層請負の改善を図るため、次の事項を遵守するとともに、関係請負人に対しても当該事項の遵守について指導すること。

- ① 労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない単純労働の労務提供のみを行う事業者等とその仕事の一部を請け負わせないこと。
- ② 仕事の全部を一括して請け負わせないこと。

## (3) 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化

元方事業者は、請負人に示す見積条件に労働災害防止に関する事項を明示することにより、労働災害の防止に係る措置の範囲を明確にするとともに、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にすること。

また、元方事業者は、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費（施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費）については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。

さらに、元方事業者は、関係請負人に対しても、これについて指導すること。

なお、請負契約書、請負代金内訳書等において実施者、経費の負担者等を明示する労働災害防止対策の例には、次のようなものがある。

- (1) 請負契約において実施者及び経費の負担者を明示する労働災害防止対策
  - ① 労働者の墜落防止のための防網の設置
  - ② 物体の飛来、落下による災害を防止するための防網の設置
  - ③ 安全帯の取付け設備の設置
  - ④ 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の接触防止のための誘導員の配置
  - ⑤ 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が実施する作業場所の巡回等
  - ⑥ 元方事業者が主催する安全大会等への参加
  - ⑦ 安全のための講習会等への参加
- (2) 請負代金内訳書に明示する経費
  - ① 関係請負人に、上記①の誘導員を配置させる場合の費用
  - ② 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が作業場所の巡回等の現場管理を実施するための費用
  - ③ 元方事業者が主催する安全大会等に関係請負人が労働者を参加させるための費用
  - ④ 元方事業者が開催する関係請負人の労働者等の安全のための講習会等に関係請負人が労働者を参加させる場合の講習会参加費等の費用

## (4) 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等

### (1) 関係請負人の把握

元方事業者は、関係請負人に対する安全衛生指導を適切に行うため、関係請負人に対し、請負契約の成立後速やかにその名称、請負内容、安全衛生責任者の氏名、安全衛生推進者の選任の有無及びその氏名を通知させ、これを把握しておくこと。

### (2) 関係請負人の労働者の把握

元方事業者は、関係請負人に対し、毎作業日の作業を開始する前までに仕事に従事する労働者の人数を通知させ、これを把握しておくこと。

また、元方事業者は、関係請負人に対し、その雇用する労働者の安全衛生に係る免許・資格の取得及び特別教育、職長教育の受講の有無等を把握するよう指導するとともに、新たに作業に従事することとなった関係請負人の労働者の労働者について、その者が当該建設現場で作業に従事する前までにこれらの事項を通知させ、これを把握しておくこと。

### (3) 安全衛生責任者等の駐在状況の把握

元方事業者は、関係請負人が仕事をを行う日の当該関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者の駐在状況を朝礼時、作業間の連絡及び調整時等の機会に把握しておくこと。

### (4) 持込機設備の把握

元方事業者は、関係請負人に対し、関係請負人が建設現場に持ち込む建設機械等の機械設備について事前に通知させ、これを把握しておくとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を徹底させること。

## (5) 作業手順書の作成

元方事業者は、関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した作業手順書を作成するよう指導すること。

## (6) 協議組織の設置・運営

元方事業者が設置・運営する労働災害防止協議会等の協議組織については、次によりその活性化を図ること。

- (1) 会議の開催頻度
 

元方事業者は、協議組織の会議を毎月1回以上開催すること。

### (2) 協議組織の構成

元方事業者は、協議組織の構成員に、精拓安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者、元方事業者の現場職員、元方事業者の店社（共同企業体）にあっては、これを構成するすべての事業者の店社）の店社安全衛生管理者又は工事施工・安全管理の責任者、安全衛生責任者又はこれに準ずる者、関係請負人の店社の工事施工・安全管理の責任者、経営幹部、安全衛生推進者等を入れること。

なお、元方事業者は、構成員のうち店の店社の職員に工程に着手する時期、その他労働災害を防止する上で必要な時期に開催される協議組織の会議に参加させること。

### (3) 協議事項 右の表のとおり一

#### (4) 協議組織の規約

元方事業者は、協議組織の構成員、協議事項、協議組織の会議の開催頻度等を定めた協議組織の規約を作成すること。

### (5) 協議組織の会議の議事の記録

元方事業者は、協議組織の会議の議事で重要なものに係る記録を作成するとともに、これを関係請負人に配布すること。

### (6) 協議結果の周知

元方事業者は、協議組織の会議の結果重要現場労働者に周知すること。

協議事項の会議において取り上げる課題については、次のようなものがあること。

- ① 建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画
- ② 月間又は週間の工程計画
- ③ 機械設備等の配置計画
- ④ 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の作業方法
- ⑤ 移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業方法
- ⑥ 労働者の危険及び健康障害を防止するための基本対策
- ⑦ 安全衛生に関する規程
- ⑧ 安全衛生教育の実施計画
- ⑨ クレーン等の運転についての合図の統一等
- ⑩ 事故現場等の標識の統一等
- ⑪ 有機溶剤等の容器の集積箇所の統一等
- ⑫ 警報の統一等
- ⑬ 避難等の訓練の実施方法等の統一等
- ⑭ 避難等の原因及び再発防止対策
- ⑮ 労働基準監督官等からの指導に基づき労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項
- ⑯ 元方事業者の巡回結果に基づき労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項
- ⑰ その他労働者の危険又は健康障害の防止に関する事項

## 安全衛生ハットロールの実施

## 支店等の店社における安全管理(抜粋)

元方事業者は、その店社が請負契約を締結した仕事について、混在作業に伴う労働災害の防止上重要な工程に着手する時期その他労働災害を防止する上で必要な時期に、店社安全管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者等に当該仕事に係る作業場所の巡視を行わせること。この場合において、元方事業者が共同企業体である場合には、共同企業体のすべての構成事業者の店社が連携してこれを実施すること。

### 労働災害の原因の調査及び再発防止対策の樹立

元方事業者は、店社が請負契約を締結した仕事に係る作業場所において労働災害が発生した場合には、店社安全管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者及び統括安全衛生責任者、元方安全管理者又はこれらに準ずる者等により、当該労働災害に係る関係請負人と連携して災害調査を行い、その原因を究明するとともに、再発防止対策を樹立すること。この場合において、元方事業者が共同企業体である場合には、共同企業体のすべての構成事業者の店社が連携して実施すること。

なお、労働災害の原因の究明及び再発防止対策の樹立に当たっては、必要に応じて労働安全コンサルタント等の専門家の活用を図ること。

### 元方事業者による関係請負人の安全管理状況等の評価

元方事業者は、優良な関係請負人に選定及び育成を図るため、関係請負人の安全管理状況、安全管理能力の評価のための規程を定め、工事の竣工時等に建設現場における関係請負人の安全管理状況等について、統括安全衛生責任者等により評価を行わせるとともに、工事の技術時等には元方事業者の店社の安全管理部門等において関係請負人の店社の安全管理状況等の評価を行うこと。

なお、元方事業者が関係請負人の安全管理状況等の評価を行う場合には次の事項に留意すること。

- |   |                           |
|---|---------------------------|
| <b>(1) 建設現場における安全管理状況等</b>                    | <b>(2) 店社における安全管理状況等</b>  |
| ① 災害防止協議会等の元方事業者が設置運営する協議組織への参加状況             | ① 安全衛生推進者、安全衛生担当者の選任状況    |
| ② 統括安全衛生責任者等との連絡、後次の請負人の安全衛生責任者等との作業間の連絡調整の状況 | ② 店社としての年間の安全管理計画の作成状況    |
| ③ 労働安全衛生規則第155条第1項に基づく作業計画等の作成状況 など15項目       | ③ 雇入れ時の安全衛生教育及び健康診断の実施状況  |
|   | ④ 安全衛生に係る免許所持者、技能講習修了者の概況 |
|   | ⑤ 店社主催の安全大会の開催状況 など12項目   |

### 関係請負人の店社等が実施する事項

#### (1) 安全衛生管理計画の作成

関係請負人は、店社の年間の安全衛生の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等を内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

#### (2) 安全衛生推進者の選任

関係請負人は、その店社において安全衛生推進者が選任されている場合には、当該安全衛生推進者に、当該店社が請負契約を締結した仕事に係る作業場所の巡視、労働災害の原因の調査、労働者の安全衛生教育の規格、実施等を行わせること。

#### (3) 安全衛生責任者の選任

関係請負人は、安全衛生責任者を選任する場合には、その職務を十分にを行うことができるよう、一定の教育を実施し、当該教育を受けた者の中から選任するとともに、当該者を建設現場に常駐させること。また、関係請負人は、安全衛生責任者の職務の実施状況を把握すること。

#### (4) 安全衛生ハットロールの実施

関係請負人は、その店社が請負契約を締結した仕事について、混在作業に伴う労働災害の防止上重要な工程に着手する時期その他労働災害を防止する上で必要な時期に当該店社の工事施工・安全管理の責任者等に当該仕事に係る作業場所の巡視を行わせること。

#### (5) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策の樹立

関係請負人は、その雇用する労働者が労働災害に被災した場合に、その店社の工事施工・安全管理の責任者又は安全衛生推進者及び安全衛生責任者又はこれに準ずる者等により、元方事業者及びその仕事を注文した請負人がいる場合にはその請負人と連携して災害調査を行い、その原因を究明するとともに再発防止対策を樹立すること。

### (7) 作業間の連絡及び調整

元方事業者は、混在作業による労働災害を防止するため、混在作業を開始する前及び日々の安全施工サイクル活動時に次の事項について、混在作業に関連するすべての関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者と十分連絡及び調整を実施すること。

- ① 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の作業計画
- ② 移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業計画
- ③ 機械設備等の配置計画
- ④ 作業場所の巡視の結果
- ⑤ 作業の方法と具体的な労働災害防止対策

### (8) 作業場所の巡視

元方事業者は、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者に、毎作業日に1回以上作業場所の巡視を実施させること。

### (9) 新規入場者教育

元方事業者は、関係請負人に対し、その労働者のうち、新たに作業を行うこととなった者に対する新規入場者教育の適切な実施に必要な場所、資料の提供等の援助を行うとともに、当該教育の実施状況について報告させ、これを把握しておくこと。

### (10) 新たに作業を行う関係請負人に対する措置

元方事業者は、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対し、当該作業開始前に当該関係請負人が作業を開始することとなった日以前の協議組織の会議内容及び作業間の連絡調整の結果のうち当該関係請負人に係る事項を周知すること。

### (11) 作業開始前の安全衛生打合せ

元方事業者は、関係請負人に対し、毎日、その労働者を集め、作業開始前の安全衛生打合せを実施するよう指導すること。

### (12) 安全施工サイクル活動の実施

元方事業者は、関係請負人に対し、その労働者のうち、新たに作業を行うこととなった者に対する新規入場者教育の適切な実施に必要な場所、資料の提供等の援助を行うとともに、当該教育の実施状況について報告させ、これを把握しておくこと。

### (13) 職長会(リーダー会)の設置

元方事業者は、関係請負人に対し、職長及び労働者の安全衛生意識の高揚、職長間の連絡の緊密化、労働者からの安全衛生情報の把握等を図るため、職長会(リーダー会)を設置するよう指導すること。

### (14) 関係請負人が実施する事項

「関係請負人による 建設現場安全管理指針」のページを参照のこと ( ページ)

### 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の選任

#### (1) 統括安全衛生責任者

元方事業者は、①すい道等の建設の仕事、②圧気工法による作業を行う仕事、③一定の橋梁の建設の仕事及び④鉄骨又は鉄骨・鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事を行う場合で、統括安全衛生責任者の選任を要する場合には、その事業場に専属の者とする。

また、統括安全衛生責任者については、統括安全衛生管理に関する教育の実施し、この教育を受けた者のうちから選任すること。

#### (2) 元方安全衛生管理者

元方事業者は、元方安全衛生管理者については、混在作業現場における労働災害の防止のための技術等に関する教育を実施し、この教育を受けた者で、かつ、同種の仕事について安全衛生の実務に事した経験がある者のうちから選任すること。

# 足場を設置する際は、 「より安全な措置」等に取り組みましょう



建設業で発生する死亡労働災害のうち、  
**約45%は、墜落・転落災害**によるものです。

▶ 墜落・転落災害を防止するため、下の2点を確実に実施してください。

労働安全衛生規則の徹底

→ P.9 参照

「より安全な措置」等の実施

→ P.7,8 の(1)(2)(3)

## 建設業における労働災害の発生状況

図1 死亡災害の事故の型別内訳（平成28年）

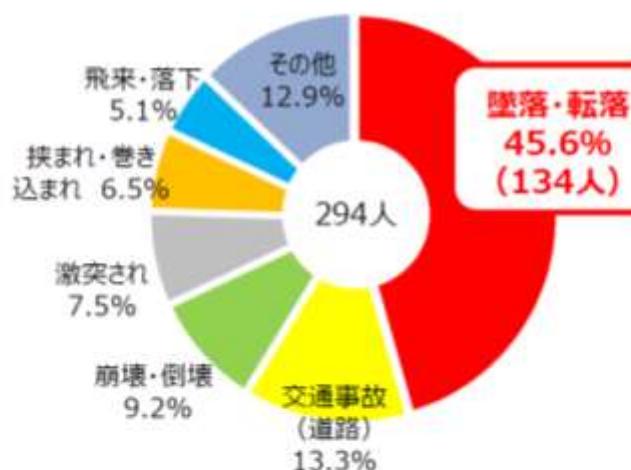
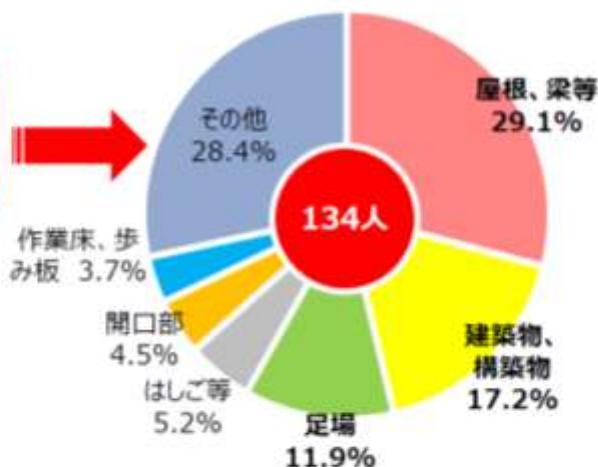


図2 墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）



厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として「委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業（建設業）」を実施しています。

**No more! 墜落・転落災害 @建設現場**



## 「より安全な措置」等について

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定し、この中で、**労働安全衛生規則**（※）の**確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」**等を示しています。（※）P.9参照

### （1）足場からの墜落防止措置の実施

足場からの墜落災害を防止するため、以下の「より安全な措置」を講じましょう。

#### わく組足場

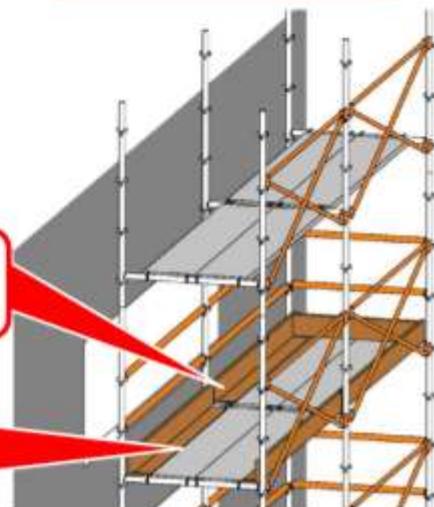
手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行専用型足場」の設置

上さんの設置

手すり等、及び中さん等に加え、幅木の設置

床材は建地と隙間を作らないよう設置  
(図は床付き幅木の例)

#### その他の足場



### （2）「手すり先行工法」及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

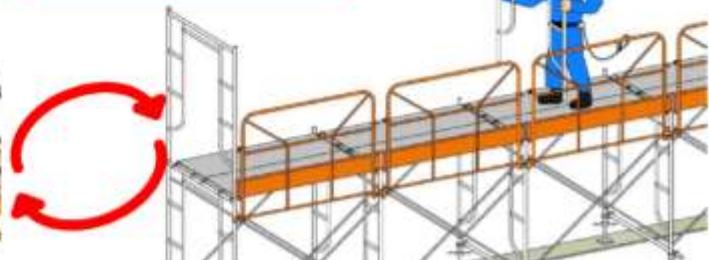
足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「**手すり先行工法等に関するガイドライン**」※に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置しましょう。

※ガイドラインは、厚生労働省ホームページに掲載しています。「手すり先行工法」については、次頁参照。

#### わく組足場

最上層の一層下から手すりを設置

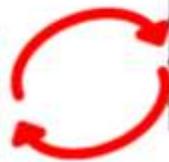
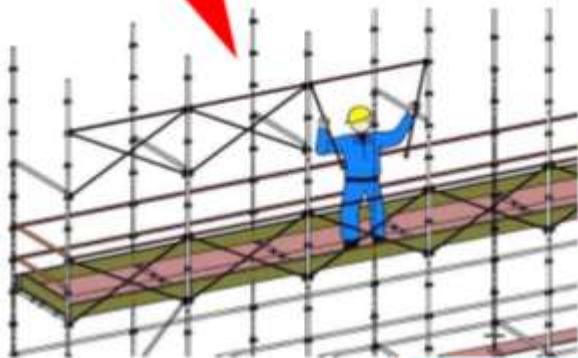
手すりがある状態で組立て・解体の作業を行う



## その他の足場

最上層の一層下から  
手すりを設置

手すりがある状態で  
組立て・解体の作業  
を行う



## 手すり先行工法とは

足場の組立て・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い方法の一つに、手すり先行工法があります。手すり先行工法とは、**足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法**です。

## (3) 足場の安全点検の確実な実施

足場の種類に応じた**チェックリスト等**を活用して、**安全点検を確実に実施**してください。

点検の内訳例 一わく基礎掘削一

点検事項	点検の内訳
1. 足場の構造、取付け及び設置の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 足場の取付け位置に計画通りか</li> <li>● 取付け部には変形したか、割傷していないか</li> <li>● ツブ等の取付のめりはらひは確実にクリアされているか</li> <li>● 取付と足場の間にはセシメ（またはシム）が適切に取付けられているか</li> <li>● 取付け部は適切に防腐処理されているか</li> <li>● ……</li> </ul>
2. 支柱、柱、脚土等の腐蝕面、腐蝕防止及び取付け部の腐蝕の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 腐蝕防止剤の塗布に計画通りか</li> <li>● 腐蝕防止剤の塗布は適切に実施されているか</li> <li>● 腐蝕防止剤の塗布は適切に実施されているか</li> <li>● ……</li> </ul>

足場の種類別点検チェックリスト

点検事項(項目)	点検の内訳(方法)	点検(日時)	点検(場所)	確認(日時)
1. 足場の構造、取付け及び設置の状態				
2. 支柱、柱、脚土等の腐蝕面、腐蝕防止及び取付け部の腐蝕の状態				
3. 腐蝕防止剤の塗布				

足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の**十分な知識・経験のある方**を指名しましょう。また、足場の組立て等の作業に直接従事した以外の方が行うことで**客観的で的確なもの**としましょう。

- 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方
  - 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築の方）など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
  - 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた方
  - 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方
- 点検実施者について、チェックリストの「点検者職氏名」欄へ記載しましょう。

作業開始前の点検は、**職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名**しましょう。

チェックリストや資料は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

- 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（別添：「より安全な措置」等について）  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenenseibu/0000088456.pdf>
- リーフレット「手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場」  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0906-3.html>

# (参考) 「労働安全衛生規則」に基づく足場における墜落防止措置

## ● 通常作業時における足場の墜落防止措置（安衛則第563条）

### わく組足場

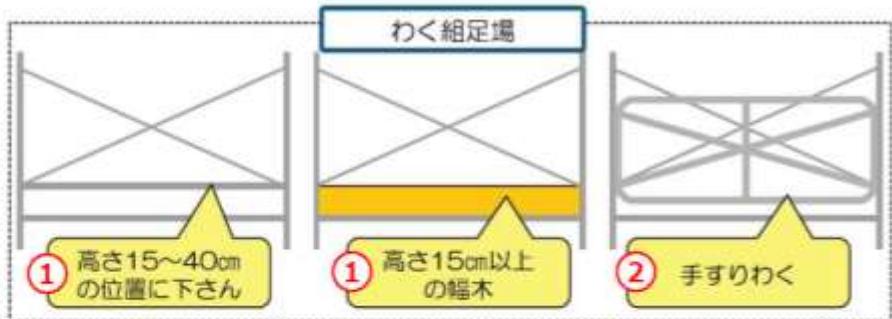
#### ①または②のいずれかの措置

① 「交さ筋かい」 + 「下さん※」  
または「高さ15cm以上の幅木」

※下さんの位置 = 高さ15~40cm

または、

② 「手すりわく」



### その他の足場

#### ①と②両方の措置

① 「手すり※」

※手すりの位置 = 高さ85cm以上

② 「中さん※」

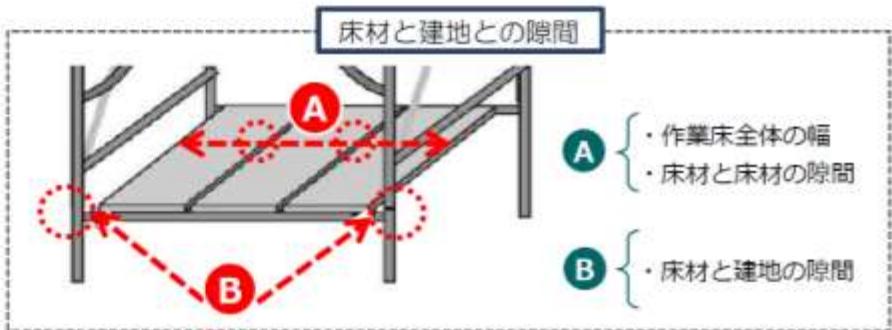
※中さんの位置 = 高さ35~50cm



### 床材と建地との隙間

A 作業床の幅は **40cm 以上**  
床材の隙間は **3cm 以下**

B 床材と建地の隙間は  
**12cm 未満**



足場を使用する事業者・建設業などの元請事業者の皆さまへ

## 足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、「足場からの墜落防止措置」を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

※一部改正については別添付資料を参照してください。

#### <改正のあらまし>

- 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶P2
  - 足場材の取付けなどの作業を行うときは、高さ40cm以上の作業床を設置してください。
  - 安全帯取付設備を設置し、労働者に安全帯を装着していただく。
- 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶P3
 

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。
- 足場の組立てなどの後は注文書右点検が必要
 

建設業、造作業の元請事業者等の注文書は、足場や作業機材の組立後・変更後、次の作業を開始する前に点検を必須とさせていただきます。
- 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実
  - 床材と建地との隙間は12cm未満とさせていただきます。
  - 作業の必要上、足場や架設設備、作業機材から足場材にすり落ちた場合は、乗降の制限などの立入を禁止し、作業終了後は撤去してください。
- 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し
 

鋼管足場の建地の高さから算出して31mを超える部分の建地は、撤去することとしていましたが、撤去が困難な場合は、撤去が困難な場合は、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止措置対策要綱」

厚生労働省・経済産業省労働局・労働基準局



## 足場からの総合的な墜落・転落災害防止対策について

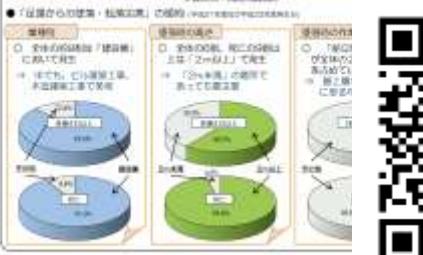
～「足場からの墜落・転落災害防止対策要綱」のポイント～

足場からの墜落・転落災害は、労働安全衛生規則（安衛則）に基づく墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や構造的な劣化による作業、床材やすり等の腐蝕不備により発生しているものが、ほとんどを占めています。

そのため、適切な墜落防止措置の実施に加え、足場や安全帯の適切な点検、作業手順の周知、労働者の安全衛生教育の実施などを各作業段階において実施することが必要不可欠です。

本リーフレットでは、足場からの墜落・転落災害の防止に当たって、足場に関係する作業段階ごとの留意事項をまとめましたので、現場の実情に応じ、設計・計画作成から足場の解体に至るまでの総合的な安全対策を実施し、労働災害の防止に一層努めてください。

#### 足場からの墜落・転落災害発生状況



# はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

## 作業前 8 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災害  
防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

## 作業前 10 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する  
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

## 今回の改正等のポイント

### 1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。  
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○ →	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	× →	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○ →	ハーネス型 (一本つり)

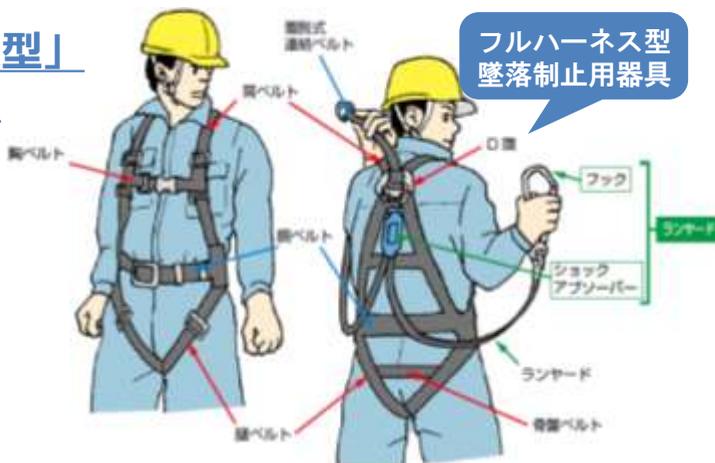
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

### 2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



### 3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P13～

ガイドラインについて P15～

# 政令等の改正について

## 【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で作保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月25日に告示されました。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

## 「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

## 墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者<sup>1</sup>に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → 16ページ参照

2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

## 経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

**現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(令和4)年1月1日までとなります。**

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(令和4)年1月1日まで)																×
安全帯の規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

## 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合には一部の科目を省略することができます。

### 【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。
- ② (★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、**Ⅰを省略**できます。
- ③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

## 特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
<b>Ⅰ 作業に関する知識</b>	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
<b>Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識</b>	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
<b>Ⅲ 労働災害の防止に関する知識</b>	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
<b>Ⅳ 関係法令</b>	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
<b>Ⅴ 墜落制止用器具の使用手法等</b>	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

# ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は18・19ページに掲載しています。

## 適用範囲

● このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

## 用語

### ●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

(右図のA)

### ●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。

(右図のB)

### ●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

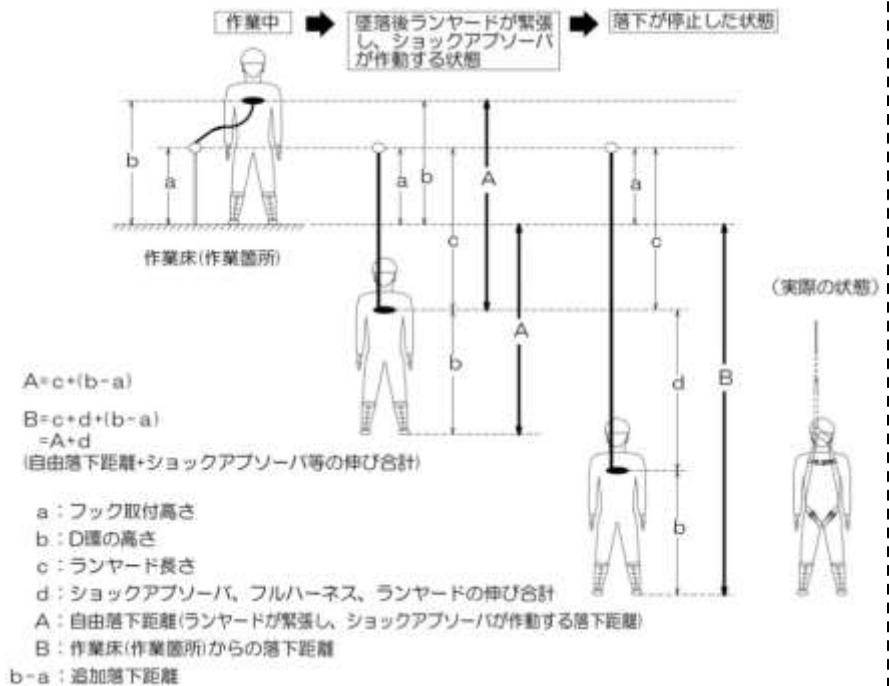
### ●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

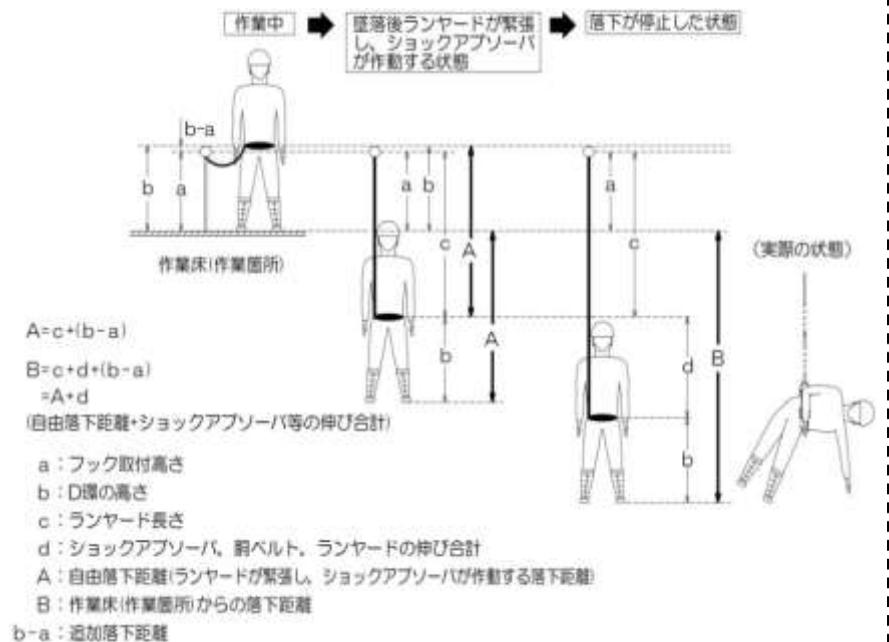
### ●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

### 【フルハーネス型の落下距離等】



### 【胴ベルト型の落下距離等】



## 要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正された「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)とガイドラインにおいて規定されています。

### 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

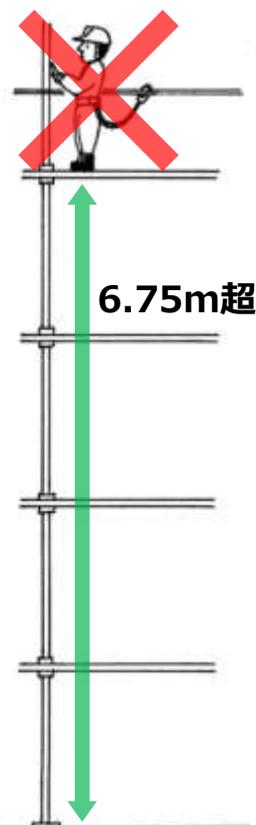
※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

#### 要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが**6.75m以下**)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

- ※ 一般的な建設作業の場合は**5m以上**、柱上作業等の場合は**2m以上**の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。
- ※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません**。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



#### 要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)

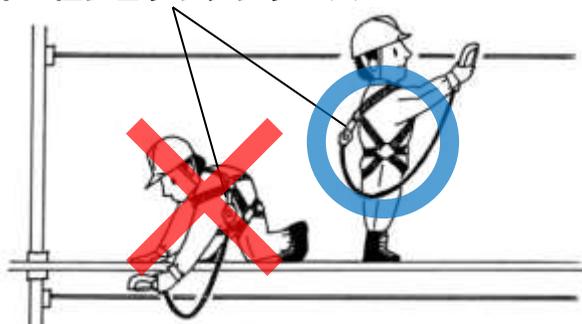


#### 要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。(腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。)

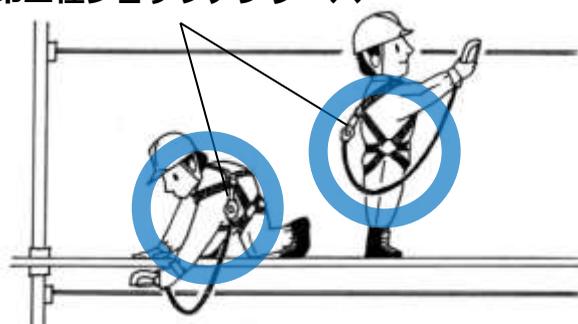
フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ



## 【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

### ○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(=6.75m)以下としなければならないこと。

### ○ 一般的な建設作業等(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※1を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

〔 ※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。 〕

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※2を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

〔 ※2 ランヤードフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。 〕

### ○ 柱上作業等(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

## 使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

## 点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

## 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)

### 第1 趣旨

高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全带を使用させる等の措置を講ずることが事業者に義務付けられている。

今般、墜落による労働災害の防止を図るため、平成30年6月8日に労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。)第13条第3項第28号の「安全带(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」と改めた上で、平成30年6月19日に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)等及び安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)における墜落・転落による労働災害を防止するための措置及び特別教育の追加について所要の改正が行われ、平成31年2月1日から施行される。

本ガイドラインはこれらの改正された安衛令等と相まって、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、改正安衛令等に規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とし、制定したものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した安全対策を講ずるよう努めるものとする。

### 第2 適用範囲

本ガイドラインは、安衛令第13条第3項第28号に規定される墜落制止用器具を使用して行う作業について適用する。

### 第3 用語

#### 1 墜落制止用器具を構成する部品等

- (1) フルハーネス型墜落制止用器具 墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具をいう。
- (2) 胴ベルト型墜落制止用器具 身体の腰部に着用する帯状の部品で構成される墜落制止用器具をいう。
- (3) ランヤード フルハーネス又は胴ベルトと親綱その他の取付設備(墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備をいう。)等を接続するためのロープ又はストラップ(以下「ランヤードのロープ等」という。)及びコネクタ等からなる器具をいう。ショックアブソーバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ等を含む。
- (4) コネクタ フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付設備等を相互に接続するための器具をいう。
- (5) フック コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するためのかぎ形の器具をいう。
- (6) カラビナ コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するための環状の器具をいう。
- (7) ショックアブソーバ 墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0キロニュートン以下であるものをいい、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0キロニュートン以下であるものをいう。
- (8) 巻取り器 ランヤードのストラップを巻き取るための器具をいう。墜落を制止するときにランヤードの繰り出しを瞬時に停止するロック機能を有するものがある。
- (9) 補助ロープ 移動時において、主となるランヤードを掛け替える前に移動先の取付設備に掛けることによって、絶えず労働者が取付設備と接続された状態を維持するための短いロープ又はストラップ(以下「ロープ等」という。)をいう。
- (10) 自由落下距離 作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック又はカラビナ(以下「フック等」という。)の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう(図1及び図2のA)。
- (11) 落下距離 作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス若しくは胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう(図1及び図2のB)。

#### 2 ワークポジショニング作業関連

- (1) ワークポジショニング作業 ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業をいう。
  - (2) ワークポジショニング用ロープ 取付設備に回しがけるロープ等で、伸縮調節器を用いて調整したロープ等の張力によってU字つり状態で身体の作業位置を保持するためのものをいう。
  - (3) 伸縮調節器 ワークポジショニング用ロープの構成部品の一つ。ロープの長さを調節するための器具をいう。
  - (4) 移動ロープ 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される、鉄塔に上部が固定され垂らされたロープをいう。
- 3 その他関連器具
- (1) 垂直親綱 鉛直方向に設置するロープ等による取付設備をいう。
  - (2) 水平親綱 水平方向に設置するロープ等による取付設備をいう。
- (※図1・図2省略)

### 第4 墜落制止用器具の選定

#### 1 基本的な考え方

- (1) 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。
- (2) 適切な墜落制止用器具の選択には、フルハーネス型又は胴ベルト型の選択のほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それに伴うランヤードの長さ(ロック付き巻取り器を備えるものを含む。)の選択

が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離や使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用器具を選択する必要があること。

- (3) 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に1メートルを加えた値以下とする必要があること。このため、いかなる場合にも守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の最大値(4メートル)及びショックアブソーバの伸びの最大値(1.75メートル)の合計値に1メートルを加えた高さ(6.75メートル)を超える箇所で作業する場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。
- 2 墜落制止用器具の選定(ワークポジショニング作業を伴わない場合)
  - (1) ショックアブソーバ等の種別の選定
    - ア 腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定すること。
    - イ 鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。
    - ウ 両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。
  - (2) ランヤードの選定
    - ア ランヤードに表示された標準的な条件(ランヤードのフック等の取付高さ(a):0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ(b):1.45メートル。以下同じ。)の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。
    - イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。
    - ウ 移動時におけるフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法(二丁掛け)が望ましいこと。
    - エ フルハーネス型で二丁掛けを行う場合、二本の墜落制止用のランヤードを使用すること。
    - オ 胴ベルト型で二丁掛けを行う場合、墜落制止用のランヤードのフック等を掛け替える時のみに使用するものとして、補助ロープを使用することが認められること。補助ロープにはショックアブソーバを備えないものも含まれるが、その場合、作業時に使用されることがないように、長さを1.3メートル以下のものを選定すること。
- (3) 体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- (4) 胴ベルト型が使用可能な高さの目安

建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件(ランヤードのフック等の取付高さ:0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45メートル、ランヤード長さ:1.7メートル(この場合、自由落下距離は2.3メートル)、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2メートル、フルハーネス等の伸び:1メートル程度)を想定すると、目安高さは5メートル以下とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。
- 3 墜落制止用器具の選定(ワークポジショニング作業を伴う場合)

ワークポジショニング作業に使用される身体保持用の器具(以下「ワークポジショニング用器具」という。)は、実質的に墜落を防止する効果があるが、墜落した場合にそれを制止するためのバックアップとして墜落制止用器具を併用する必要があること。

  - (1) ショックアブソーバの種別の選択

ワークポジショニング作業においては、通常、足下にフック等を掛ける作業はないため、第一種ショックアブソーバを選定すること。ただし、作業内容に足下にフック等を掛ける作業が含まれる場合は、第二種ショックアブソーバを選定すること。
  - (2) ランヤードの選定
    - ア ランヤードに表示された標準的な条件の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。
    - イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。
    - ウ 移動時のフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法(二丁掛け)が望ましいこと。また、ワークポジショニング姿勢を保ちつつ、フック等の掛替えを行うことも墜落防止に有効であること。
    - エ 二丁掛けを行う場合、2本の墜落制止用のランヤードを使用することが望ましいが、二本のうち一本は、ワークポジショニング用のロープを使用することも認められること。この場合、伸縮調整器により、必要最小限のロープの長さで使用すること。
  - (3) 体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
  - (4) フルハーネス型の選定

ワークポジショニング作業を伴う場合は、通常、頭上に構造物が常に存在し、フック等を頭上に取付けることが可能であるので、地面に到達しないようにフルハーネス型を使用することが可能であることから、フルハーネス型を選定すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれがある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。
- 4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用
  - (1) 墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降(昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。)は基本的に異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。
  - (2) 垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールを用いて昇降を行う際には、墜落制

止機能は求められないこと。また、ISO規格で認められているように、垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールに、子綱とスライド式墜落制止用の器具を介してフルハーネス型の胸部等に設けたコネクタと直結する場合であって、適切な落下試験等によって安全性を確認できるものは、当該子綱とスライド式墜落制止用の器具は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。

- (3) 送電線用铁塔での建設工事等で使用される移動ロープは、ランヤードではなく、親綱と位置づけられる。また、移動ロープとフルハーネス型をキーロック方式安全器具等で直結する場合であって、移動ロープにショックアブソーバが設けられている場合、当該キーロック方式安全器具等は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。この場合、移動ロープのショックアブソーバは、第二種ショックアブソーバに準じた機能を有するものであること。

第5 墜落制止用器具の使用

1 墜落制止用器具の使用方式

(1) 墜落制止用器具の装着

- ア 取扱説明書を確認し、安全に必要な部品が揃っているか確認すること。
- イ フルハーネス型については、墜落制止時にフルハーネスがずり上がり、安全な姿勢が保持できなくなるのではないように、緩みなく確実に装着すること。また、胸ベルト等安全に必要な部品を取り外さないこと。胸ベルト型については、できるだけ腰骨の近くで、墜落制止時に足部の方に抜けない位置に、かつ、極力、胸部へずれないよう確実に装着すること。
- ウ バックルは正しく使用し、ベルトの端はベルト通しに確実に通すこと。バックルの装着を正確に行うため、ワンタッチバックル等誤った装着ができない構造となったものを使用することが望ましいこと。また、フルハーネス型の場合は、通常2つ以上のバックルがあるが、これらの組み合わせを誤らないように注意して着用すること。
- エ ワークポジショニング用器具は、伸縮調節器を環に正しく掛け、外れ止め装置の動作を確認するとともに、ベルトの端や作業服が巻き込まれていないことを目視により確認すること。
- オ ワークポジショニング作業の際には、フック等を誤って環以外のものに掛けるのではないようにするため、環又はその付近のベルトには、フック等を掛けられる器具をつけないこと。
- カ ワークポジショニング用器具は、装着後、地上において、それぞれの使用条件の状態で体重をかけ、各部に異常がないかどうかを点検すること。
- キ 装着後、墜落制止用器具を使用しないときは、フック等を環に掛け又は収納袋に収める等により、ランヤードが垂れ下がらないようにすること。ワークポジショニング用器具のロープは肩に掛けるかフック等を環に掛けて伸縮調節器によりロープの長さを調節することにより、垂れ下がらないようにすること。

(2) 墜落制止用器具の取付設備

- ア 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る堅固なものであること。取付設備の強度が判断できない場合には、フック等を取り付けなければならない場合、やむを得ず強度が不明な取付設備にフック等を取り付けなければならない場合には、フック等をできる限り高い位置に取り付ける等により、取付設備の有する強度の範囲内に墜落制止時の衝撃荷重を抑える処置を講ずること。
- イ 墜落制止用器具の取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。

(3) 墜落制止用器具の使用方式 (ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ア 取付設備は、できるだけ高い位置のものを選ぶこと。
- イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。
- ウ 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振り状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- エ 補助ロープは、移動時の掛替え用に使用するものであり、作業時には使用しないこと。
- (4) 墜落制止用器具の使用方式 (ワークポジショニング作業を伴う場合)
- ア 取付設備は、原則として、頭上の位置のものを選ぶこと。
- イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。
- ウ ワークポジショニング用器具は、ロープによじれたことを確認したうえで、フック等が環に確実に掛かっていることを目視により確認し、伸縮調節器により、ロープの長さを作業上必要最小限の長さに調節し、体重をかけるときは、いきなり手を離して体重をかけるのではなく、徐々に体重を移し、異状がないことを確かめてから手を離すこと。
- エ ワークポジショニング用ロープは、移動時の掛替え時の墜落防止用を使用できるが、作業時には、別途、墜落制止用器具としての要件を満たす別のランヤードを使用して作業を行う必要があること。ワークポジショニング用ロープを掛替え時に使用する場合は、長さを必要最小限とすること。

(5) フック等の使用方式

- ア フック等はランヤードのロープ等の取付部とかぎ部の中心に掛かる引張荷重で性能を規定したものであり、曲げ荷重・外れ止め装置への外力に関しては大きな荷重に耐えられるものではないことを認識したうえで使用すること。
- イ 回し掛けは、フック等に横方向の曲げ荷重を受けたり、取付設備の鋭角部での応力集中によって破断したりする等の問題が生じるおそれがあるため、できるだけ避けること。回し掛けを行う場合には、これらの問題点をよく把握して、それらの問題を回避できるように注意して使用すること。
- ウ ランヤードのロープ等がねじれた状態でフック等の外れ止め装置に絡むと外れ止め装置が変形・破断して外れることがあるので、注意すること。
- エ ランヤードのフック等の取付部にショックアブソーバがある形状のもの、回し掛けをしてフック等がショックアブソーバに掛かるとショックアブソーバが機能しないことがあるので、回し掛けしないこと。

2 垂直親綱への取付け

- (1) 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取付けた取付設備にフック等を掛けて使用すること。
- (2) 一本の垂直親綱を使用する作業者数は、原則として一人とすること。

- (3) 垂直親綱に取り付けた取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- (4) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振り状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (5) 長い合成繊維ロープの垂直親綱の下端付近で使用する場合は、墜落制止時に親綱の伸びが大きくなるので、下方の障害物に接触しないように注意すること。

3 水平親綱への取付け

- (1) 水平親綱は、墜落制止用器具を取り付ける構造物が身近になく、作業工程が横移動の場合、又は作業上頻繁に横方向に移動する必要がある場合に、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。なお、作業場所の構造上、低い位置に親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講ずること。
- (2) 水平親綱を使用する作業者は、原則として1スパンに1人とすること。
- (3) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振り状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (4) 水平親綱に合成繊維ロープを使用する場合は、墜落制止時に下方の障害物・地面に接触しないように注意すること。

第6 点検・保守・保管

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

1 点検

- 点検は、日常点検のほかに一定期間ごとに定期点検を行うものとし、次に掲げる事項について作成した点検基準によって行うこと。定期点検の間隔は半年を超えないこと。点検時には、取扱説明書に記載されている安全に必要な部品が全て揃っていることを確認すること。
- (1) ベルトの摩耗、傷、ねじれ、塗料・薬品類による変色・硬化・溶解
- (2) 縫糸の摩耗、切断、ほつれ
- (3) 金具類の摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、樹脂コーティングの劣化、電気シートの溶融、回転部や摺動部の状態、リベットやバネの状態
- (4) ランヤードの摩耗、素線切れ、傷、やけど、キックや燃りもどり等による変形、薬品類による変色・硬化・溶解、アイ加工部、ショックアブソーバの状態
- (5) 巻取り器のストラップの巻込み、引き出しの状態。ロック機能付き巻取り器については、ストラップを速く引き出したときにロックすること。
- 各部品の損傷の程度による使用限界については、部品の材質、寸法、構造及び使用条件を考慮して設定することが必要であること。
- ランヤードのロープ等の摩耗の進行は速いため、少なくとも1年以上使用しているものについては、短い間隔で定期的にランヤードの目視チェックが必要であること。特に、ワークポジショニング用器具のロープは電柱等とこすれて摩耗が激しいので、こまめな日常点検が必要であること。また、フック等の近くが傷みやすいので念入りな点検が必要であること。
- また、工具ホルダー等を取り付けている場合には、これによるベルトの摩耗が発生するので、定期的にホルダーに隠れる部分の摩耗の確認が必要であること。

2 保守

- 保守は、定期的及び必要に応じて行うこと。保守にあたっては、部品を組み合わせたパッケージ製品(例：フック等、ショックアブソーバ及びロープ等を組み合わせたランヤード)を分解して他社製品の部品と組み合わせることは製造物責任の観点から行わないこと。
- (1) ベルト、ランヤードのロープ等の汚れは、ぬるま湯を使って洗い、落ちにくい場合は中性洗剤を使って洗った後、よくすすぎ、直射日光に当たらない室内の風通しのよい所で自然乾燥させること。その際、ショックアブソーバ内部に水が浸透しないよう留意すること。
- (2) ベルト、ランヤードに塗料がついた場合は、布等でふきとること。強度に影響を与えるような溶剤を使ってはならないこと。
- (3) 金具類が水等に濡れた場合は、乾いた布でよくふきとった後、さび止めの油をうすく塗ること。
- (4) 金具類の回転部、摺動部は定期的に注油すること。砂や泥等がついている場合はよく掃除して取り除くこと。
- (5) 一般的にランヤードのロープ等は墜落制止用器具の部品の中で寿命が最も短いので、ランヤードのロープ等のみが摩耗した場合には、ランヤードのロープ等を交換するか、ランヤード全体を交換すること。交換にあたっては、墜落制止用器具本体の製造者が推奨する方法によることが望ましいこと。
- (6) 巻取り器については、ロープの巻込み、引出し、ロックがある場合はロックの動作確認を行うとともに、巻取り器カバーの破損、取付けネジの緩みがないこと、金属部品の著しい錆や腐食がないことを確認すること。

3 保管

- 墜落制止用器具は次のような場所に保管すること。
- (1) 直射日光に当たらない所
- (2) 風通しがよく、湿気のない所
- (3) 火気、放熱体等が近くにない所
- (4) 腐食性物質が近くにない所
- (5) ほこりが散りにくい所
- (6) ねずみの入らない所

第7 廃棄基準

- 1 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。
- 2 点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

第8 特別教育

事業者は、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目について、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行うこと。

(※図表省略)

# 荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。  
新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、  
一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

## 陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

### 災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告  
R2は12月速報の対前年比からの年間推定値

### 発生率が他業種の4倍

働く人1,000人あたりの死傷者数は8.55人で、  
全産業平均2.22人と比較しても高い数値です。



### 半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落(転落)など、  
重篤な災害が多く発生しています。

休業見込み日数 (令和2年12月速報)



### 7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が  
荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所 (H28)



災害防止のためには、  
荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！

➡ 安全対策ができているか裏面のチェックリストで確認

# 荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)



## ① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

## ② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている  
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている  
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

## ③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

# 現場で取り組まれている好事例

(「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署)」より)



墜落・転落防止：昇降台の導入



墜落・転落防止：三点支持の徹底

腰痛・転倒防止：準備体操の実施



# 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト



## 長時間労働の解消等のためには、荷主の理解と協力が必要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主勧告を発動し、「荷主名」及び「事案の概要」が公表されます。



詳細は国土交通省リーフレットを参照⇒

<https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf>

### ※違反原因行為の例

<p>荷待ち時間が増える発生</p>	<p>非合理的な到着時刻の設定</p>	<p>重層違反等となるような依頼</p>
荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生 ⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ	適切な運行では間に合わない到着時刻の設定 ⇒最高速度違反を招くおそれ	積み荷前に荷物を積むよう指示 ⇒過積載運行を招くおそれ

荷役作業 5 大災害防止対策チェックリスト

チェック欄記入方法 ○：実施している △：一部実施している ×：実施していない

災害の種類	チェック項目		チェック (○、△、 ×の記入)	改善方針 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください)
共通事項	保護帽の着用	荷役作業を行っている陸運事業者の労働者が保護帽を着用していない場合、着用を呼びかけていますか（事前に陸運事業者との間で取り決め等をしておくことが望まれる）。		
墜落・転落災害	安全に作業できる設備の設置	荷主等が管理する施設において、できるだけプラットフォーム（移動式のものを含む）、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意していますか。		
		荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全带取付設備（親綱、フック等）を設置していますか。		
荷崩れ	安全なパレットの提供	荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換していますか。		
フォークリフト使用時	適切な資格者による運転	陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認していますか。		
		荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行っていますか。		
	構内使用ルールの作成・掲示	荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示していますか。		
	安全設備の設置等	荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知していますか。		
	走行場所の区分	荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。		
無人暴走	降雪・凍結時の配慮	荷主等の管理する施設において、トラック駐車場所に傾斜があり、降雪・凍結等によりトラックの滑走のおそれがある場合は、駐車場所を変更するか、除雪を行うようにしていますか。		
後退時 トラック	誘導員の配置	荷主等の管理する施設において、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導するようにしていますか。		
	走行場所の区分	荷主等の管理する施設において、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。		

※ 上記の事項のほか、荷役作業時に荷主、配送先、元請事業者等が陸運事業者等に協力実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。

# 法令による重量物取扱い等

(労基法64条の3・女性則2条、年少則6条)

女性		男性	
満18歳以上	断続: 30kg未満 継続: 20kg未満	満18歳以上	制限なし
満16歳以上 満18歳未満	断続: 25kg未満 継続: 15kg未満	満16歳以上 満18歳未満	断続: 30kg未満 継続: 20kg未満
満16歳未満	断続: 12kg未満 継続: 8kg未満	満16歳未満	断続: 15kg未満 継続: 10kg未満

- **作業標準の作成**: 作業時間、作業量、作業方法、姿勢・動作の注意、使用機器の点検と使用方法、**作業前の体操**等を示す。
- **持ちやすい形等**: 取っ手等の取り付け、重量表示等
- **腰痛予防対策ガイドラインに留意**

人力作業の場合の重量、**男性(満18歳以上)**は体重のおおむね**40%**、**女性(満18歳以上)**は、男性が取り扱う重量の**60%**程度とすること。

転倒・腰痛予防！  
「いきいき健康体操」



令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作



# 職場の転倒災害を防ぎましょう！

## ～STOP！転倒災害プロジェクト実施中～

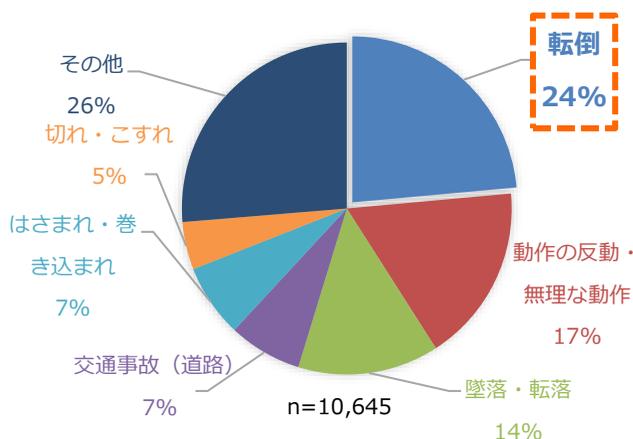
- 労働災害のうち転倒災害は最も多く **全体の約4分の1**
- 転倒災害の **約4割**は**60歳以上**
- 転倒災害の **約6割**は**休業見込期間1か月以上**
- 年齢とともに**休業期見込み期間**は**長期化**
- 主な原因は**大きく3種類（滑り、つまずき、踏み外し）**



### 都内の転倒災害発生状況（令和2年）

資料出所：労働者死傷病報告

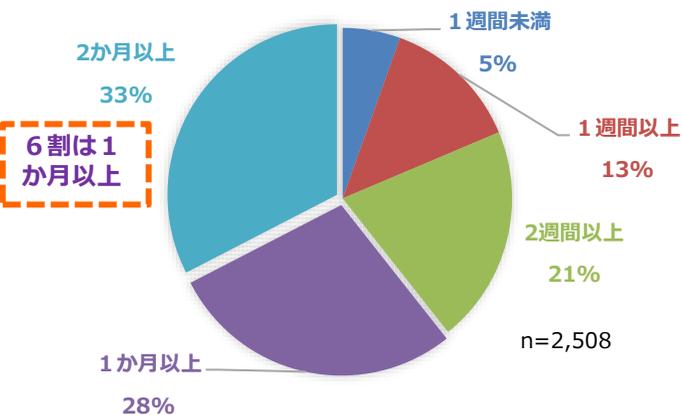
#### 事故の型別労働災害発生状況



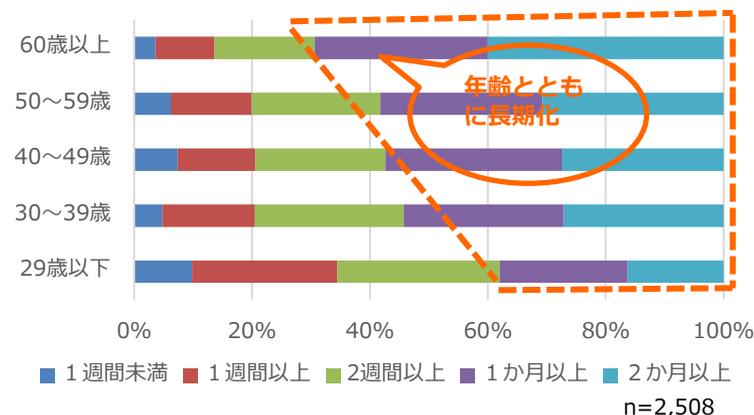
#### 年齢別・男女別の転倒災害発生状況



#### 転倒災害による休業見込期間の内訳



#### 転倒災害による年齢別休業見込み期間の長さ



主な原因は「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」



すべり注意



つまずき注意



踏み外し注意

6月は、転倒災害防止の重点取組期間です！



**1 重点取組期間に実施する事項**

- ① 6月の実施事項
  - ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
  - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、防止対策の実施(定着)状況の確認
- ② 準備期間(冬季前)の実施事項
  - ア 積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起
  - イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

**2 一般的な転倒災害防止対策**

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去等

**3 冬季における転倒災害防止対策**

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

あなたの職場は大丈夫?  
転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか?	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや米、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか?	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか?	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか?	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちよつと良いサイズのものを選んでいませんか?	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか?	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか?	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか?	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか?	<input type="checkbox"/>

**啓発資料や動画教材資料を掲載しています**

厚生労働省ホームページでは、啓発資料(教育資料としても使えます)・リーフレット・動画(転倒・腰痛予防!いきいき健康体操)など転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載していますので、職場での安全衛生教育などにお役立てください。

転倒災害防止対策



厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」では、転倒や腰痛災害の災害事例、防止対策をまとめていますので、職場での安全衛生教育などにお役立てください。

STOP! 転倒



**エイジフレンドリーガイドライン (高年齢者の安全と健康確保のためのガイドライン)**

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

**働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう!**



**国による支援: エイジフレンドリー補助金**

- 高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。
- 1 対象者 60歳以上の高年齢労働者を常時1人以上雇用する中小企業等の事業者
  - 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
  - 3 対象経費 高年齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

新型コロナウイルス感染予防に関する経費も対象となります。

- 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防
  - ・飛沫感染を防止するための対策
  - ・介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器 等
- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
  - ・通路の段差の解消措置 ・危険箇所への安全標識や警告灯の設置 等
- 健康や体力の状況の把握等
  - ・体力チェック ・運動、栄養、保健指導の実施
  - ・保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動 等
- 安全衛生教育の実施
  - ・高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育 等

補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを御確認ください。



# 建設業における交通労働災害防止のための留意事項

## 1 交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成6年2月18日付け基発第83号)

(改正:平成20年4月3日付け基発第0403001号、平成25年5月28日基発0528第2号、平成30年6月1日基発0601第1号)

## 2 交通労働災害防止のためのガイドラインに係る留意事項について

(平成20年4月3日付け基安安発第0403001号)

### 上記通達から建設業の元請事業場として配慮可能な事項について(抜粋)

#### ① 走行計画の作成及び指示 ⇒ 通勤ルートの確認(距離・時間・休憩)

※ 特に長時間運転する計画の場合には休憩時間の設定を行う。

休憩時間の定めを行った場合に、災害が発生しにくくなるという統計が出ている。

※ 早朝時間帯においては、体温が一日のうちで最低となり、反応時間の遅延、眠気の高まり等をもたらすとの調査結果がある。

#### ② 交通安全教育の実施 ⇒ 実施状況の確認・元請として援助

※ 下請業者が多数入る大規模現場については、運転者の交通安全教育を主眼とした安全教育を計画することも検討してほしい。

#### ③ 交通危険予知訓練の実施(継続的に実施することが望ましい) ⇒ 元請として援助

※ 指差呼称を導入することも検討

#### ④ 自動車運転以外の業務の軽減等の配慮 ⇒ 作業分担の配慮・確認

#### ⑤ 荷主・元請事業者としての配慮 ⇒ 荷の積み下ろし作業設備の配置

荷台からの墜落転落災害の防止対策・シート掛けの際の対策

### 建設業労働災害防止対策要綱(建設業労働災害防止協会)(抜粋)

(1) 運転者に厚生労働省「職場のあんぜんサイト」にある「交通労働災害の現状と防止対策」を使用して関係者に交通安全教育を行うと共に、過労による交通労働災害を防止するため、疲労軽減への配慮や長時間継続した運転を行わせないように管理する。⇒(元請事業場として情報提供)

(2) 見通しのきかない踏切、転落のおそれがある路肩等の危険箇所について交通危険マップ等による危険情報の共有、誘導による安全運転を励行する。⇒(現場内の道路状況の確認)

(3) 作業者の送迎のためにマイクロバス、ワゴン車等を使用する場合には、安全な運行経路を指定し、あらかじめ指名した者に運転させるよう努める。また、自動車の運転以外の業務の終了後に自動車の業務に従事させる場合には、疲労による交通労働災害を防止するための自動車の運転以外の勤務の軽減に配慮すること。⇒(作業強度の管理・休憩の設定)

(4) 工事現場内での工事車両(車両系建設機械を除く)を運行する場合には、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の配置等を計画的に実施する。⇒(誘導者の配置)

(5) 走行前・途中・走行後、自動車点検を実施する。特にタイヤの磨耗等に注意。⇒(車両の状況確認)

(6) 過積載をしない、偏荷重が生じないように積載する。⇒(現場内での状況確認)

(7) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態を把握する。

(8) 同乗者にもシートベルトを着用させる。⇒(状況確認)

(9) 運転中における携帯電話の使用を禁止する。⇒(教育)

(10) 道路工事の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入するのを防止するため、交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設置する。⇒(現場における人員・設備の配置計画の確認)

毎年行われている全国安全週間においても、業種横断的な労働災害防止対策として、交通労働災害防止について記載がありますので留意してください。

# 警備業における 労働災害防止のためのガイドライン

## 1 全般的事項

- **警備計画とその周知** 各警備業務に従事する警備員に警備計画書、警備指令書等に基づき行う警備業務の範囲を十分に把握させること。
- **保護帽の着用** 増改築等における工事、不審者等による加害行為が予測される場合には、原則として、保護帽を着用させること。
- **勤務姿勢等** 不意の危険に俊敏に対処できるようにするため、ポケットに手を入れたり、上着の襟を立てて視界を狭めたりすることのないよう、常に服装及び姿勢、態度を適切に保持できるよう指導すること。
- **休憩場所等** 休憩室、仮眠室、便所、食事場所、更衣場所を確保するよう努めること。場所の確保ができない場合は、使用できる場所を事前に調べておく等の対処をすること。

## 5 交通誘導警備

- **装備品、保安用資機材の周知** 交通誘導警備業務に使用する装備品(手旗又は誘導灯、警笛、トランシーバ等)、保安用資機材(保安柵、セフティコーン、ラバーコーン、回転灯、衝突吸収緩衝材、各種表示板等)の正しい装着方法、使用方法、使用手順などの知識・技術を習得させること。
- **特殊車両等の運転特性等の周知** 交通誘導警備業務の現場において使用される各種の特殊車両について、その運転特性(前進、後退、斜行、旋回、吊り上げ、牽引等)をあらかじめ周知させ、受傷事故を防止させること。
- **関係法令の遵守** 交通誘導警備員に道路交通法関係法令の規定を順守させ、法令違反となる誘導をさせないこと。
- **保安用資機材の設置及び撤去** 保安用資機材の設置は、通行する車両の進行方向から設置し、撤去する場合は、進行方向の逆の地点から撤去させること。また、その都度左右の安全を確認し、通行車両等による受傷事故の防止に努めさせること。
- **保安用資機材の点検等** 道路工事現場等に設置した保安用資機材について、その設置場所、設置方法、破損箇所などの点検を 励行させ、確実な維持管理に努めさせること。保安用資機材によって区画された工事現場内や、車道、歩行者通行路等の路面の状況を常に点検させ、資機材のはみ出し、障害物や砂利等の放置等、事故の原因となる状況がある場合には、速やかに契約先 等に報告するとともに、その状況の改善を図らせること。
- **誘導位置の選定** 業務前の立ち位置選定と避難場所確保、業務中の留意事項、禁止事項を留意させること。

## 5 交通誘導警備(つづき)

- **合図実施上の留意事項** 次の事項に留意させること。
  - ① 停止、進行、徐行、その他の合図は、わかりやすく大きな動作で行い、不明確な動作は行わないこと。
  - ② 停止の合図を行う場合は、道路の中央や通行する車両の前面に飛び出してはならないこと。
  - ③ 停止の合図はゆとりを持って明確に行い、特に、悪天候の際には車両の停止距離に十分留意し、安全確保に努めること。
  - ④ 停止の合図を行った場合は、対象車両及び後続車両が確実に停止したことを確認するまで注視を継続し、また、停止した車両を発進させるまでは停止の合図を継続すること。
  - ⑤ 特に夜間は、過労運転、飲酒運転、速度違反等による重大事故の発生が多いことに留意し、常に安全確保に努めること。
  - ⑥ 住宅環境等により使用できない場合を除き、合図を明確に運転者等に伝えるため警笛又は拡声器を併用すること。
- **交互通行による誘導** 交互通行時には、起点及び終点その他必要な個所の安全な場所に位置させ、相互に緊密な連携を保つように努めさせること。カーブ等の見通しの悪い場所においては、警備員相互の連携に支障が生じないようにトランシーバ等の資機材を活用させること。自己の誘導する車両等が発進させる場合には、対向する車両等が停止していることを確認してから発進させること。
- **後進車両の誘導** 後進車両を誘導する場合には、事前に右折又は左折の有無等について運転者と打合せを行い、運転者の死角に入らないようにし、音声又は警笛を使用して誘導すること。誘導方向に壁や他の車両等の障害物がある場合には、それらとの間に挟まれるおそれのある場所に立ち入らないこと。



本書は、「警備業における労働災害防止のためのガイドライン」の普及啓発用資料です。  
当該ガイドラインには、より具体的な安全衛生管理の進め方等を掲載しています。

### 警備業における労働災害防止のためのガイドラインのポイント

平成 25 年 2 月発行

中央労働災害防止協会 企画広報部

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-1 TEL 03-3452-6186

ホームページ <http://www.jisha.or.jp/>



## 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業のご案内

現在位置 [トップページ](#) > [支援事業のご案内](#) > [専門工事業者等の安全衛生活動支援事業のご案内](#)

### 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業について

#### I 目的

建設業の労働災害の一層の減少を図るためには、災害発生件数が多い専門工事業者及び中小建設業者(以下「専門工事業者等」という。)の安全衛生活動の活性化が重要であります。

このため、当協会の都道府県支部において専門工事業者等を会員とする団体(以下「専門工事業者団体等」という。)と連携し、安全衛生活動を支援することにより、専門工事業者等の安全衛生管理水準の向上を目的とした事業です。

#### II 事業の実施

本部及び都道府県支部(以下「支部」という。)が連携を図りながら事業を実施しています。

本部及び支部は、事業運営を円滑に実施するため、厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署、支部の各分会及び専門工事業者団体等と連携を図りながら実施しています。

#### III 事業の構成

##### 1 事業の対象

専門工事業者団体等を対象としています。  
(専門工事業者団体等の会員の方も対象です。)

##### 2 事業の実施期間

毎年4月初日(初日が休日の場合は翌日の稼働日)から翌年3月10日までを活動期間としています。

##### 3 事業の内容

事業内容は、専門工事業者団体等に対する指導、意識啓発、映像教材等の本事業に関連する資料を作成しています。



### 視聴覚教材

熱中症

- ▶ 熱中症対策説明 (08:23)
- ▶ 災害事例1 暑熱作業環境下での作業 (01:50)
- ▶ 災害事例2 リフォーム工事で屋根裏の断熱材敷き込み作業 (02:19)



### お問合せ先

#### 技術管理部 指導課

建設業労働災害防止協会 技術管理部 指導課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階 [地図](#)



お電話でお問合せの方は  
03-3453-0464

# 高齢労働者の安全衛生対策について

○高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

○エイジフレンドリー補助金



## ● 高齢労働者に配慮した職場改善マニュアルの活用

### 高齢労働者に配慮した作業負担管理状況チェックリスト

A: 就労条件への配慮									
チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできていない	わからない	評価は出さない	高齢労働者に配慮した職場改善事項
1	あらかじめ作業標準などで作業内容を具体的に指示し、作業者本人が事前に作業を計画できる	どんな作業をするのか、あらかじめ具体的にわかりやすく指示し、作業にかかる前に自分で計画を立てて仕事に取りかかれるようにしていますか。	1	2	3	4	5		①反応型の作業ではなく、事前に計画がたえられる作業にする。 ②作業内容を明確にし、できる限り具体的に指示する。
2	適度な休憩時間を確保している	疲労感、行っている作業だけではなく、休憩の回数や長さによっても大きく変わります。適度な休憩を取れるようにしていますか。	1	2	3	4	5		○注意の集中が必要な作業の継続時間はより短時間とする。
3	作業から離れて休憩できるスペースを設けている	疲労感の軽減のために、作業を離れて快適に休憩できる十分な広さのスペースがありますか。	1	2	3	4	5		○作業から離れて休憩できるスペースを設ける。
4	夜勤(22時から5時の勤務)はなくしているか、やむを得ず夜勤をさせる場合には夜勤形態や休日と配慮している	加齢とともに、朝から夜、あるいは夜から朝といった勤務シフトの変更は体を慣らしていくことが難しくなります。夜勤について十分な配慮をしていますか。	1	2	3	4	5		○交代勤務の場合は夜勤から次のシフトに変わる際の休日を含めて取る。
5	半日休暇、早退制度などの自由度の高い就業制度を実施している	加齢とともに、高血圧や高脂血症など、何らかの疾患を持つ人が増え、定期的に病院に行くことも多くなります。このための時間を取りやすくしていますか。	1	2	3	4	5		○半日休暇、早退などの自由度の高い休暇制度を実施する。

B: 作業者への配慮									
チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできていない	わからない	評価は出さない	高齢労働者に配慮した職場改善事項
1	年齢・個人差を配慮して仕事の内容・強度・時間等を調整している	筋力や運動能力は年齢に従って低下し、個人差も大きくなります。年齢だけでなく、個人の特徴を把握して作業内容や作業時間などの調整を行っていますか。	1	2	3	4	5		①配置に当たって経験等を配慮する。 ②反応型の作業ではなく、事前に計画がたえられる作業にする。
2	職場配置に当たっては、本人の意向を反映させている	高齢という理由で職務適性を判断することなく、本人の意向、経験などをふまえて職場配置を行っていますか。	1	2	3	4	5		○本人の意向、経験等を聞き、これに基づいて職務適性を判断する。
3	作業者本人が仕事の量や達成度を確認できるようにしている	高齢者は若年者に比べて、仕事の量や内容の急な変更に対応しにくいことが知られています。作業の進み具合等が確認できるようにしていますか。	1	2	3	4	5		○高齢労働者が自分たちのペースで作業できるように設計する。
4	作業者からのヒアリングの機会を積極的に出している	仕事の内容や権限を把握しておくとともに、年長者としての立場を尊重し、不公平感、不安感を感じるために、ヒアリングの機会を設けていますか。	1	2	3	4	5		○職制と責任を明確化し、役割評価結果を明示する。

※各チェック項目の点数が1～3の場合は、関連する「高齢労働者に配慮した職場改善事項」を参考にして職場の改善対策に取り組んでください。

# 加齢に伴う心身機能の変化

## 東京労働局ホームページ

# 「高年齢労働者の安全と健康」



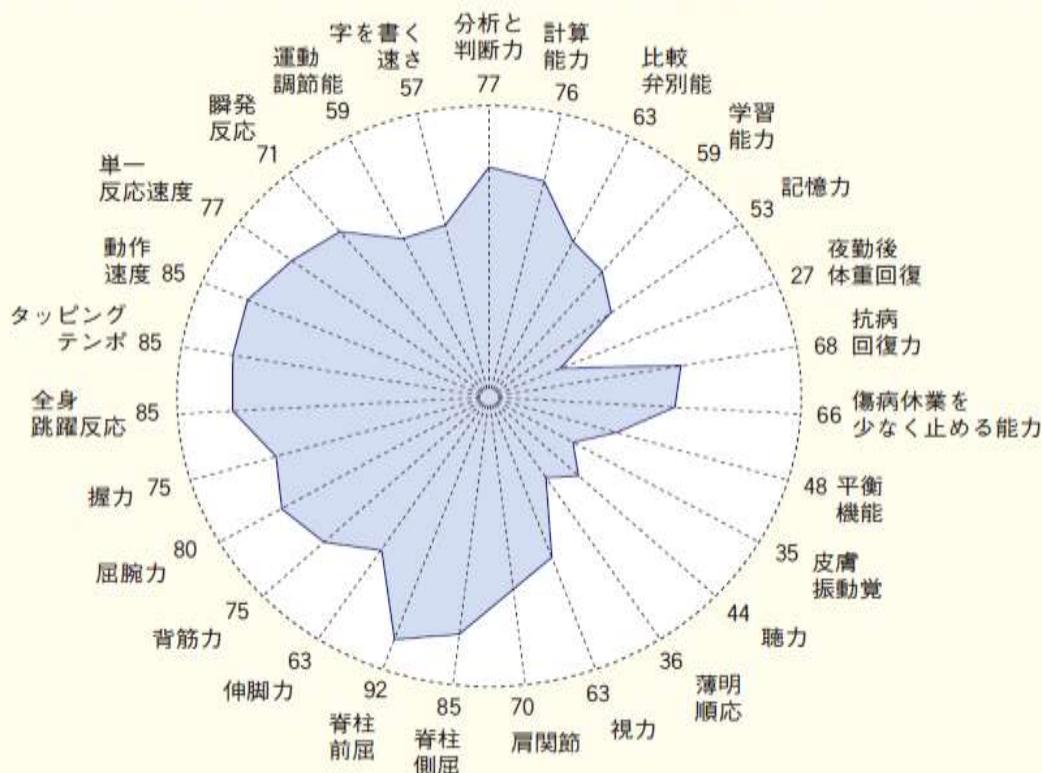
## 1 労働と「加齢」及び「心身機能」との関連

- ①生理的機能（特に感覚機能、平衡機能）は、早い時期から低下が始まります。
- ②筋力の低下は、脚力で始まり、体の上方へ向かい手の指先へと進みます。
- ③訓練によって得た能力（知識・技能）は、長時間使用するほど維持できます。
- ④経験と技能の蓄積は、熟練を構成し、より高度で複合的な作業能力を生みます。
- ⑤中高年期以降は、心身機能の個人差が拡大します。

## 2 加齢に伴う心身機能の変化と労働災害

高年齢者の労働災害防止対策を策定する場合、加齢に伴う心身機能の変化を十分に考慮する必要があり、また、現実の作業場面では、労働者本人が加齢に伴う心身機能の変化を常に自覚していないため、結果として無理な行動につながりやすくなるということもあります。

20～24歳ないし最高期を基準としてみた55歳～59歳年齢者の各機能水準の相対関係（％）



(斉藤一、遠藤幸男：高齢者の労働能力（労働科学業書53）労働科学研究55（1980）より）

## 外国人労働者の安全衛生対策について

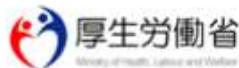
厚生労働省では、外国人労働者の安全衛生対策に活用いただける教材を提供しています。

- 安全衛生教育
- 建設業（教材）
- 農業（教材）
- 漁業（教材）
- 造船・船用工業（教材）
- 建設就労者・造船就労者向け（教材）
- 技能講習補助教材

### 新着情報

#### 外国人在留支援センター安全衛生班のご案内

外国人在留支援センター安全衛生班では、外国人労働者を雇用する事業主及び外国人労働者の皆様からの、安全衛生教育や労働災害防止対策についてのご質問にお答えしています。ご相談・個別支援は無料です。是非ご利用ください。（委託先：東京労働基準協会連合会）  
詳細は、[こちら](#)（英語・中国語対応）をご覧ください（東京労働基準協会連合会のホームページへ移動します）。



### 職場のあんぜんサイト



働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援  
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

労働災害統計

災害事例

リスクアセスメント  
実施支援システム

安全衛生キーワード

化学物質

## 外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材

建設現場で働く外国人労働者（外国人建設就労者等）の安全衛生教育に活用できるよう、作業ごとの安全衛生対策のポイント（47作品）や代表的な労働災害事例（35作品）を動画により視聴いただけます。  
日本語版は安全衛生ビデオをご覧ください。



### ～作業ごとの安全衛生対策のポイント～

C: 中文 V: Tiếng Việt  
I: Bahasa Indonesia E: English



#### I. 一般的な事項

	C	V	I	E
作業服装	中国語 (1分38秒)	ベトナム語 (1分59秒)	インドネシア語 (1分26秒)	英語 (1分36秒)
整理整頓	中国語 (1分58秒)	ベトナム語 (2分17秒)	インドネシア語 (2分10秒)	英語 (1分51秒)
安全通路	中国語 (1分54秒)	ベトナム語 (2分12秒)	インドネシア語 (1分41秒)	英語 (1分46秒)
事務所 休憩所	中国語 (1分50秒)	ベトナム語 (2分07秒)	インドネシア語 (1分41秒)	英語 (1分46秒)
寄宿舍	中国語 (1分56秒)	ベトナム語 (2分29秒)	インドネシア語 (2分06秒)	英語 (2分11秒)

# 建災防統一安全標識の外国語表記のお知らせ

建設業労働災害防止協会により出されている「建災防統一安全標識」の、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語の表記の一例をお知らせします。安全標識に添付等をして現場等でお役立てください。

<p>立入禁止</p>  <p>Do Not Enter 禁止入内 CĂM VÀO Dilarang! Mosuk BAWAL PUMASOK</p>	<p>禁煙</p>  <p>No Smoking 禁止吸烟 CĂM HÚT THUỐC Dilarang! Merokok BAWAL MANIGARILYO</p>	<p>火気厳禁</p>  <p>Danger: No Open Flame 严禁烟火 CĂM LỬA Dilarang! Menggunakan Api MAPANGANIB: BAWAL ANG APOY</p>	<p>駐車禁止</p>  <p>No Parking 禁止停车 CĂM DỖ XE Dilarang! Parkir Disini BAWAL PUMARADA</p>	<p>一般禁止</p>  <p>— — — —</p>	<p>頭上注意</p>  <p>Watch Your Head 当心头顶 CHỦ Ý TRÊN ĐẦU Awat! Bagian Atas Kepala INGATAN ANG ULO!</p>
<p>足もと注意</p>  <p>Watch Your Step 注意脚下 CHỦ Ý DƯỚI CHÂN Awat! Bawah Kaki INGATAN ANG HAKBANG!</p>	<p>開口部注意</p>  <p>Danger: Opening in Floor 当心开口处 CHỦ Ý LỖ MỠ Awat! Ada Lubang MAPANGANIB: MAY BUTAS SA SAHIG</p>	<p>感電注意</p>  <p>Danger: Electrical Hazard 当心触电 CHỦ Ý ĐIỆN GIẬT Awat! Bahaya Sengatan Listrik MAPANGANIB: MAY KURYENTE</p>	<p>墜落注意</p>  <p>Danger: Falling Hazard 当心坠落 CHỦ Ý RƠI NGÃ Awat! Terpeleset Jatuh MAPANGANIB: MAY MAAARING BUMAGSAK</p>	<p>路肩注意</p>  <p>Mind the Shoulder 小心路肩 CHỦ Ý LỀ ĐƯỜNG Hati hati! Jalur Darurat MAG-INGAT SA TABING- DAAN</p>	<p>酸欠注意</p>  <p>Danger: Risk of Suffocation 当心缺氧 CHỦ Ý THIẾU OXY Awat! Kekurangan Oksigen MAPANGANIB: MAAARING KAPUSIN NG HINGGA</p>
<p>有機溶剤使用中</p>  <p>Organic Solvent in Use 正在使用有机溶剂 DANG SỬ DỤNG DUNG MÔI HỮU CƠ Sedang Menggunakan Larutan Organik! MAY GINAGAMIT NA ORGANIC SOLVENT</p>	<p>一般注意</p>  <p>— — — —</p>	<p>安全带使用</p>  <p>Wear Safety Belt 必须系安全带 SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN Gunakan Sabuk Pengaman MAGSUOT NG SINTURONG PANGKALIGTASAN</p>	<p>保護帽着用</p>  <p>Wear Helmet 必须戴安全帽 ĐỘI MŨ BẢO HỘ Gunakan Topi Pelindung MAGSUOT NG HELMET</p>	<p>一般指示</p>  <p>— — — —</p>	<p>整理整顿</p>  <p>Keep Tidy 整理整顿 VỆ SINH SẠCH SẼ Rapiakan! Dengan Teratur PANATILIHING MASINOP</p>
<p>最大積載荷重</p>  <p>Maximum Load 最大載荷 TẠI TRỌNG TỐI ĐA Kapasitas Berat Beban Maximum PINAKAMABIGAT NA KARGA</p>	<p>喫煙所</p>  <p>Smoking Area 吸烟处 NƠI HÚT THUỐC Tempat Merokok LUGAR PARA SA PANINIGARILYO</p>	<p>担架</p>  <p>Stretcher 担架 CÀNG KHIẾNG Tandu STRETCHER</p>	<p>安全通路</p>  <p>Safe Passageway 安全通道 LỐI ĐI AN TOÀN Jalur Keamanan LIGTAS NA DAANAN</p>	<p>昇降階段</p>  <p>Staircase 上下樓梯 CẦU THANG BỘ Tangga Naik Turun HAGDANAN</p>	<p>休憩所</p>  <p>Break Room 休息区 KHU VỰC NGHỈ NGƠI Tempat Istirahat PAHINGAHAN</p>
<p>消火器</p>  <p>Fire Extinguisher 灭火器 BÌNH CHỮA CHÁY Alat Pemadam Kebakaran PANG-APULA NG APOY</p>	<p>警報設備</p>  <p>Alarm System 警報設備 THIẾT BỊ BÁO ĐỘNG Peralatan Tanda Bahaya (Alarm) SISTEMANG PANG- ALARMA</p>	<p>A E D設置場所</p>  <p>Equipped with AED AED (自动体外除颤器) 設置点 NƠI CỒ ĐẶT AED Tempat Instalasi Peralatan AED MAY NAKAHANDANG AN</p>	<p>※ 安全標識及び外国語表記は、 建災防ホームページから ダウンロードできます。 (<a href="https://www.kensaibou.or.jp/">https://www.kensaibou.or.jp/</a>)</p>		

# 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際などには、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。



## 外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業4日以上死傷者数（単位：人）



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

### 外国人労働者のための

### 安全衛生教育等自主点検表



1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 （雇入れ時又は作業内容を変更した時など）	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示などについて、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

### ！労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（次ページを参照してください）。  
（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）



**未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（製造業向け）**

（英・中・ポルトガル・スペイン）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>

**外国人建設就労者に対する安全衛生教育**

（英・中・ベトナム・インドネシア）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02443.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02443.html)

**外国人造船就労者に対する安全衛生教育**

（英・中・ベトナム・インドネシア・タガログ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00863.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00863.html)

**外国人労働者向け視聴覚教材（木造建築）（無言語）**

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaisiryu.html>



建設業に従事する  
外国人労働者向け教材

厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

**外国人労働者の雇用管理の改善等に関して  
事業主が適切に対処するための指針（外国人雇用管理指針）**

外国人雇用管理指針では、**事業主が外国人労働者の安全衛生を確保するために行うべき事項**を、下表のとおり定めています。（抜粋）

安全衛生教育の実施	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、母国語等（※）を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。
労働災害防止のための日本語教育等の実施	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
労働災害防止に関する標識、掲示等	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。
健康診断の実施等	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断、面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査を実施すること。実施に当たっては、これらの目的・内容を、母国語等（※）を用いる等、当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。また、外国人労働者に対しこれらの結果に基づく事後措置を実施するときは、その結果並びに事後措置の必要性及び内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。
健康指導及び健康相談の実施	産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
労働安全衛生法等の周知	労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知すること。その際には、分かりやすい説明書を用いる、母国語等（※）を用いて説明する等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

※母国語等…母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語

この指針の全文や外国人雇用のルール全般については、厚生労働省ホームページに掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html) 2019.6

# 建設現場の災害をなくしましょう！

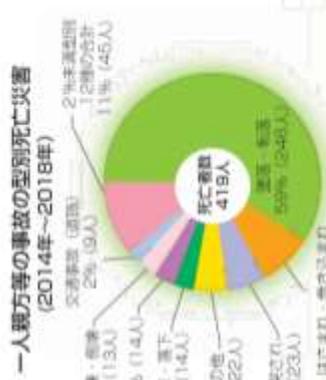
建設業の一人親方等のみなさまへ

建設業における労働災害は、関係者の積極的かつ地道な努力により長年にわたり着実に減少してきました。しかしながら、建設業における死亡災害は全産業の中で30%を超え、死傷災害は12%超と依然として高い比率を占めています。

建設現場においては、労働者の労働災害だけでなく、一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。

\*このパンフレットの「一人親方等」は、労働者ではない方を指し、一人親方（労働者を使用しないで事業を行う者）に加えて中小事業主、役員、家族従業員も含まれます。

厚生労働省では2014年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。一人親方等については、2014年から2018年の5年間で419人の方が亡くなっており、事故の型別では、墜落・転落が246人と約6割を占めています。



一人親方等の墜落・転落による死亡災害 (起死別別: 2014年～2018年)

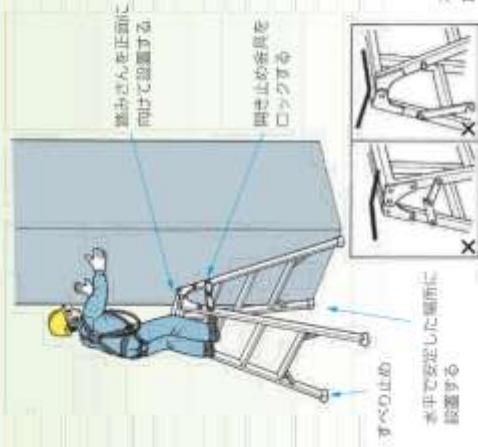


工事の種類別発生状況 (2014年～2018年)



墜落・転落の起死別をみると、屋根・はり・けた等が33%、工事の種類別では、建設工事、木造家屋が30%で一番多い

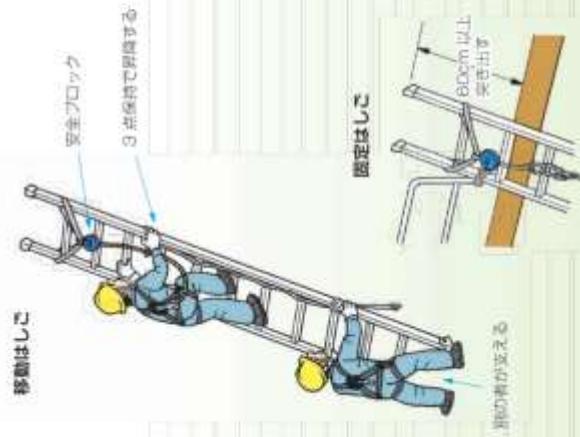
## 1 脚立を使用しての作業



- ① 作業箇所に対し、踏み止めを正面に向けて設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 踏み止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏み止めと天板に体（脚部）を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない。天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ⑧ 重心が脚立や両足などの外に出ないようにする
- ⑨ 手すり付きのものが望ましい

不完全な状態で使用すると、脚立が動いたり、脚部が開閉するなどして危険

## 2 はしごの昇降



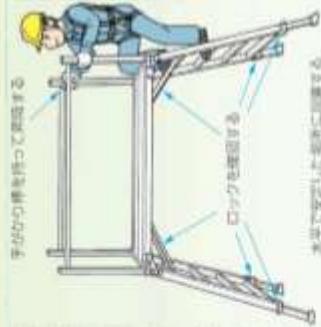
### 【移動はしご】

- ① 立てかける前に安全プロックを設置する
  - ② はしごの下を別の者が支える
  - ③ 昇降中は、安全プロックのフックを安全帯のD環に連結する
  - ④ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごに接した状態（踏み止めに足を置き、脚柱をつかむ）を維持しながら昇降する
- ※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

### 【固定はしご】

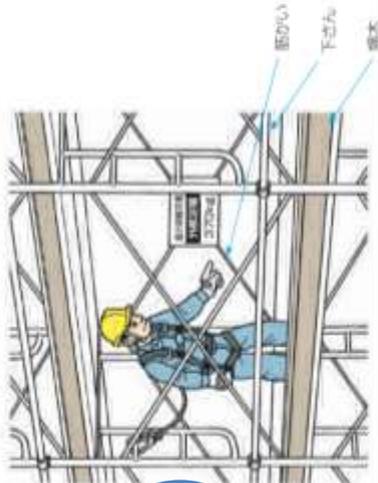
- ① はしごの上部及び下部を動かさないよう固定する
  - ② はしごの上部は、床面から60cm以上突き出して設置する
  - ③ 安全プロックを昇降に支障のない場所に固定する
  - ④ 昇降中は安全プロックのフックを安全帯のD環に連結する
  - ⑤ 床面に乗り移る際は、安全帯のフックを先掛けする
- ※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

### 3 可搬式作業台を使用しての作業



- ① 作業台に向かって両手で脚柱・手がかかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）
- ② 押し引きしたり、反動のある作業を避ける
- ③ 重心が脚立や固定などの外に出ないようにする
- ④ 脚部が確実にロックされたか確認する
- ⑤ 水平で安定した場所に設置する
- ⑥ 手がかかり棒を立て起こして使用する
- ⑦ 手すり付きのものが望ましい

### 4 足場上での作業



- ① 足場の部材などを一時的に取り外す場合には必ず班長等責任者の了承を得て行う
- ② 必要な作業が終わったら取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、横木、防網等）を元どおり取り付ける
- ③ 作業開始前に足場の状態を点検する（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）

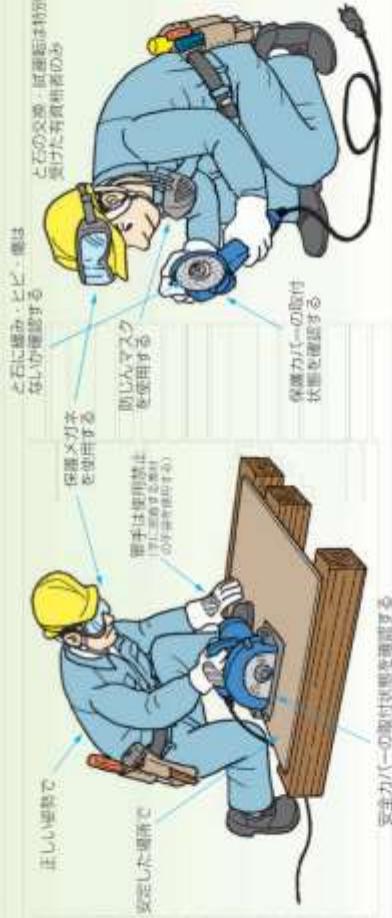
### 5 安全帯（墜落制止用器具の使用）



- （注）このハンフレットの「安全帯」は改正安全衛生法名の「墜落制止用器具」である
- 「フルハーネス型安全帯」と「副ベルト型安全帯」があります。建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使用します。
- ① 取扱説明書を確認し、安全に必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
  - ② 安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃に耐えうるものとする。
  - ③ 点検・保守や保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。



### 電動工具使用時の注意事項



携帯用丸のこ盤作業

グラインダー作業

### 石綿（アスベスト）健康障害予防の対策

石綿等を取扱う作業を行う場合には、呼吸用保護具及び保護衣を使用する。



電動ファン付き呼吸用保護具の例

防じんマスクの例

保護衣

### 労災保険特別加入制度

労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請手続を行う必要があります。万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。ご相談の際は最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のポータル「特別加入制度のしおり」をご覧ください  
※ 特別加入制度のしおり（一人親方）と検索、または、右のQRコードからアクセスできます。→  
(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousei/040324-6.html>) QRコード

「一人親方等安全衛生研修会」を実施中です。  
お問合せはメールにてお願いします。 [hitoriyakata@kensalibou.or.jp](mailto:hitoriyakata@kensalibou.or.jp)  
建設業労働災害防止協会委託事業本部  
東京都港区芝5-29-19 旭ビルディング9階

TEL : 03-3453-0978 FAX : 03-5476-8362

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業【厚生労働省委託事業】

# 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業【厚生労働省委託事業】

▶ 政策について



- [安全衛生教育・工事現場に対する助言指導（首都圏）](#)
- [安全衛生教育・助言指導を希望する方](#)
- [外国人建設就労者](#)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、首都圏を中心に、競技施設の建設やインフラ整備、再開発等が集中的に行われています。こうした建設投資の増大に対して、建設業界では人手不足により、現場の作業に習熟した労働者、現場管理者の不足が懸念される状況にあります。

この事業は新規入職者等経験の浅い工事従事者及び現場管理者等への安全衛生教育や施工業者への技術指導等を行うことにより、更なる安全管理の徹底を目的に、平成28年度から実施しています。

○令和元年度受託者 建設業労働災害防止協会

▶ [人材開発](#)

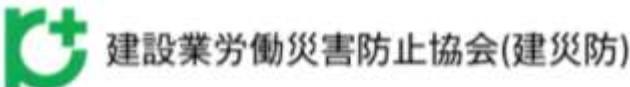
▶ [労働基準](#)

▶ [雇用環境・均等](#)

[非正規雇用（有期・パー](#)

## 安全衛生教育・工事現場に対する助言指導（首都圏）

建災防は労働災害防止団体法に基づき設立された団体です



 お問い合わせ・アクセス

 協会情報

 English

## 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策 →

厚生労働省 緊急要請



現在位置

トップページ

> 安全管理・技術支援のご案内

> 関連法令等省庁公表資料

内容	発出日
令和2年7月豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について(PDF) [4MB]	基安安発0708第2号 基安労発0708第2号 基安化発0708第2号 令和2年7月8日
令和元年台風第19号による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について(PDF) [6MB]	基安安発1015第2号 基安化発1015第2号 令和元年10月15日
転倒災害の防止に向けた取組について（協力要請） - 「STOP!転倒災害プロジェクト実施要綱」改正による転倒災害の防止 - (PDF) [2MB]	基安発0617第2号 令和元年6月17日
冬季における転倒災害防止対策の推進について（協力要請）(PDF) [693KB]	基安発1129第2号 平成30年11月29日

## 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律及び基本的な計画関係

東京労働局

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内 労働局について

ホーム > 事例・統計情報 > パンフレット・リーフレット > 安全衛生関係 > 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律及び基本的な計画関係

### 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律及び基本的な計画関係

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律及び基本的な計画関係リーフレット

- (1) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (PDF3322KB)
- (2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画 (PDF1209KB)
- (3) 法的には一人様方でも、実態として労働者である場合は、労働者として労務保護の適用を行う必要があります。(PDF3076KB)
- (4) 建設工事に従事する一人様方の労務へ (PDF3076KB)

この記事に関するお問い合わせ先  
労働基準部 安全課 TEL：03-2612-1615

このページのトップに戻る



## 東京都建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画

東京都都市整備局  
Bureau of Urban Development  
Tokyo Metropolitan Government

文字サイズ 縮小 標準 拡大 Language 都庁総合ホームページ

検索ワードを入力 検索

都市整備局について 分野別で探す 窓口で探す 各種申請様式 審議会・計画 よくあるお問合せ

トップページ > 建築・開発行政 > 建築行政と関係機関 > 建設業者の指導 > 東京都建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画 (令和2年3月30日)

### 東京都建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画 (令和2年3月30日)

最終更新日：令和2(2020)年2月5日

### 東京都建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画とは

建設業における重大な労働災害は、これまでの建設業関係者による他みない努力によって減少を続けていますが、未だ死亡災害が最も多いため、建設工事従事者の安全と健康の確保に関する基本理念や、国、都道府県、建設業者等の責務、施策の基本となる事項等を定める者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)が制定され、平成29年3月に施行されました。

東京の建設現場の労働災害の現状と課題を踏まえ、建設工事従事者が安全と健康を確保するために必要な基本的な方針や施策を定める。に基づき建設業に関わる全ての者が具体的な取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として「東京都建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画」を策定しました。

本計画は、東京の建設現場の労働災害の現状と課題を踏まえ、建設工事従事者が安全と健康を確保するために必要な基本的な方針や施策に、これらに基づき建設業に関わる全ての者が具体的な取組を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

[東京都建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画 本文 \(PDF 2.25MB\)](#)

[「東京都建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画」参考資料 \(PDF 2.39MB\)](#)



# 伐木作業等の安全対策の規制が変わります！

## ～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。  
林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行う**すべての業種が対象**となります。

完全版  
リーフレット  
はこちら→



### 施行 期日

施行日は **2019(令和元)年8月1日** です。(以下を除く)  
特別教育は2020(令和2)年8月1日、修羅集材等・木馬運材及び雪そり  
運材の規定廃止は公布日：平成31年2月12日です

### 墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

- 墜落制止用器具(安全帯)に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いて行っていた作業については、墜落制止用器具(一本つりのハーネス型等)を用いることが義務付けられました。【参照：墜落制止用器具リーフレット】  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>
- ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合(フックがかけられない場合など)には、**墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用**などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。



## 今回の改正の主な内容

- チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。  
(安衛則、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。)の改正)
- 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。  
(安衛則の改正)
  - 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
  - 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
  - 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
  - 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3. その他の改正を行います。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

詳しい情報は→

伐木作業等の労働災害防止

検索

でご確認ください。



# チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

## 1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成27年に「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131号。以下「ガイドライン」という。）を定め、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- ガイドラインは伐木等作業に適用。なお、伐木作業の結果かかり木が生じた場合及び既にかかり木が生じ、当該かかり木の処理のための準備等の作業を行う場合（台風等による被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く。）を対象。
- 伐木等作業を行う事業者は、安衛法令に基づく措置を確実に履行することはもとより、ガイドラインに基づく措置を講ずることにより、伐木等作業の安全対策を徹底。また、労働者は、安衛法令により労働者に義務付けられている措置を的確に履行することはもとより、事業者が行うガイドラインに基づく措置を遵守することにより、伐木等作業の安全対策を徹底。

## 2 概要

### (1) 伐木等作業における保護具等の選定及び着用

次の保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。（①下肢の切創防止用保護衣（図1）、②衣服、③手袋、④安全靴等の履物、⑤保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具）



(図1) 下肢の切創防止用保護衣

### (2) チェーンソーの選定、取扱い方法等

### (3) 伐木等作業を安全に行うための事前準備等（①調査・記録の実施、②リスクアセスメント等の実施、③作業計画の作成、④作業指揮者の選任、⑤安全衛生教育の実施）

### (4) 伐木等作業における安全の確保

①伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること、②伐倒作業で受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し（つる）を残すこと（図2）等。

(図2) 受け口、追い口等の関係図

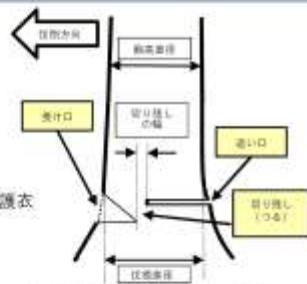
### (5) 伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じるなど、チェーンソーを用いて行う造材の作業の安全の確保

### (6) かかり木の処理の作業における安全の確保

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。

①かかられている木の伐倒、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）、③かかっている木の元玉切り、④かかっている木の肩担ぎ、⑤かかり木の枝切り

なお、①及び②については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、③から⑤までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。



← チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン →



# 林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

## 1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成6年に「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（H6.7.18基発461号の3、改正R2.1.31基発0131第4号。以下「ガイドライン」という。）を定め、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。
- 伐木、造材、集材、造林等の作業を行う作業現場を有する林業の事業者に対して、ガイドラインを適用。

## 2 概要

### (1) 事業者は、緊急時における連絡体制等を整備すること。

① 事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため、通信が可能である範囲、作業場所における作業中の労働者相互の連絡の方法等必要な事項を定め、その内容を関係労働者に周知すること。

② 作業現場における安全の確認、労働災害発生時の連絡等を行う連絡責任者を選任すること。

### (2) 事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に、次の事項を行うこと。

① 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。

② 携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講ずること。等

### (3) 事業者は、連絡責任者に、作業現場において、次の事項を行わせること。

① 作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。

② 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。

### (4) 事業者は、労働者に、作業現場において、次の事項を行わせること。

① 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

② 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がなくなった場合等には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。等

### (5) 事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に、次の事項を行わせること。

① 労働災害の発生を発見した労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。

② 原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行うこと。等

### (6) 事業者は、関係労働者に対し、無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法等について教育訓練を行うこと。

令和元年11月25日付け基安発1125第1号 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

1 安衛則における「伐木」とは、立木を切ることに限定されるのか、それとも、風倒木や枯損木、流木を切ることや、家屋の柱や梁などの木材を切ることも含まれるのか、御教示願います。

(答)

① 安衛則第36条又は第8章伐木作業等における危険の防止(第477条から第485条まで)が適用(以下、「安衛則が適用」という。)される「伐木」とは、伐木→造材→集材→運材という一連の木材生産過程において、立木の地上部分を切ることであり、なお、これまで、治山治水、環境保全、開発等のために、立木の地上部分をきる場合についても、伐木として取り扱っていたが、今後においても、従前のおりである。

② 安衛則が適用される「立木」とは、自立している状態の木をいうものであって、その木の状態に応じて、「風倒木」や「枯損木」も「立木」に含まれる場合がある。

これに対し、「流木」及び「家屋の柱や梁などの木材」は、自立している状態の木ではないことから、安衛則が適用される「立木」には含まれない。ただし、当該作業に従事する者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する者にも下肢の切創防止用保護衣を着用させることが望ましい。

上記1、2の質問とも関連しますが、地方公務員である消防職員が市街地等での救助活動等の際に風倒木や枯損木、流木を切る場合や、家屋の柱や梁などの木材を切る場合にも、切創防止用保護衣の着用や特別教育の実施は義務付けられるのか、御教示願います。

(答)

① 事業者には、上記2の(答)①に加えて、安衛則第485条第1項に基づき、チェーンソーを用いて行う立木の伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させることが義務付けられている。

② 安衛則が適用される「伐木」とについては、上記1の(答)のとおりである。

③ 安衛則が適用される「造材」とは、伐倒された木をその用途、運材の方法等に応じて一定の長さに切ることを言い、伐倒木の枝払い、皮はぎ等を含む。なお、これまで、風倒木等の地表に倒れた木であっても、その用途、運材の方法等に応じて一定の長さに切る場合には、造材として取り扱っているが、今後においても従前のおりである。

これに対し、「流木」又は「家屋の柱や梁などの木材」は、伐倒された木そのものではないといえることから、これらを対象に作業を行う場合には安衛則が適用される「造材」には含まれない。ただし、当該作業に従事する者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する者に下肢の切創防止用保護衣を着用させることが望ましい。

④ なお、労働安全衛生関係法令では、地方公務員を同法令の適用から除外していないものと承知している。

令和元年11月25日付け基安発1125第1号 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

2 安衛則第36条第8号において、「チェーンソーを用いて行う立木の伐木」に労働者をつかせるときは、特別教育を行うことが必要と規定されています。そこで、仮に上記1の質問で「伐木」が立木を切ることに限定されない場合にも、安衛則第36条第8号の規定より、立木以外の風倒木や枯損木等の伐木に労働者をつかせるときは、特別教育を行う必要はないと解してよろしいか、御教示願います。

(答)

① 事業者には、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に基づき、安衛則第36条第8号に定める「チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務」に労働者をつかせるときは、当該業務に関する特別教育を行うことが義務付けられている。

② 上記の安衛則の規定が適用される「伐木」とについては、上記1の(答)のとおりである。

4 安衛則第37条において、「十分な知識及び技能を有している」と認められる労働者については、特別教育の科目の全部又は一部について省略することができると規定されており、労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について(平成31年2月14日付け基発0214第9号厚生労働省労働基準局長通知)において、同条に基づき、安衛則第36条第8号に定める特別教育を省略することができる者の要件が示されています。

そこで、例えば、これまでチェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を受講したことはないが、長年当該業務に従事してきた者を、「十分な知識及び技能を有している」と認められる労働者と捉え、当該者について特別教育を省略したり、当該者を特別教育の講師としたりする余地はあるのか、御教示願います。

(答)

① 安衛則第37条の規定に基づく特別教育(改正後の安衛則第36条第8号に係るものに限る。)を省略できる労働者については、平成31年2月14日付け基発0214第9号労働基準局長通知「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」(以下「局長通知」という。)中の第2の1の(3)のイからオまでのいずれかに該当する者に限定することとしている。

(施行日の前日の時点において、旧安衛則第36条第8号の特別教育を修了していた者など項目の一部が省略できる)

② また、特別教育の講師については、局長通知中の記の第2の1の(4)で示すとおり、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければならぬこととしている。このため、事業者自らが定めた客観的な要件等に照らし、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有するものと判断できる者であれば、特別教育の講師に充てることとして差し支えない。

**建設現場における新型コロナウイルス(COVID-19)感染症拡大防止チェックリスト**  
(現場監督者用)

- 1 このチェックリストは、建設現場において現場監督者等が**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**建設現場の実態を確認し、全員(事業者と労働者)がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、**衛生委員会等(但し、50人未満の場合は、安全衛生推進者に報告)に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。

項 目	確認 (該当に○)	
	はい	いいえ
1 咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。		
2 マスクの着用を求めている。(※気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意)		
3 こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。		
4 消毒液を設置している。		
5 人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。		
6 出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。		
7 朝礼時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。		
8 長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。		
9 十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。		
10 ①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。		
11 時差通勤、自家用車等による通勤の活用を図っている。		
12 国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。		
13 対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。		
14 人の密集をなくすため、昼休み等の休憩時間に幅を持たせ、対面で食事や会話をしないようにしている。		
15 休憩スペースの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をしている。		
16 風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。		
17「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの相談先を全員に周知している。		
18 新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合などにどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。		
19 濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。		
20 事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。		
回答数	0	0

**【参考資料】**

- ※ 本チェックリストは、厚生労働省「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を参考に作成しています。
- ※ 建設現場におけるコロナウイルス感染症拡大防止の具体的な対策は、国土交通省「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」を参照してください。

## 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～**取組の5つのポイント**～が実施できているか確認しましょう。
- ～**取組の5つのポイント**～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実感に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

### ～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

## テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは  
厚生労働省ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における感染防止対策の実践例

- **体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール**  
新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



➢ 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

【手順】

- ① 感染リスクのある社員の自宅待機
- ② 濃厚接触者の把握
- ③ 消毒
- ④ 関係先への通知など

手順全文は  
(株) 労働者健康安全機構  
長野産業保健総合支援  
センターホームページから  
ダウンロード可能です。



### 体調確認アプリの活用（その他の事業）



- 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

※本事例では、長時間経理管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

### サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

### ○ 密とならない工夫

#### ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようになった。

#### ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対して、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

## 職場における感染防止対策の実践例

### ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

#### 休憩所での対策（小売業）



▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのバーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面と斜めに配置した。

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1 班	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00 ② 11:30 ~ 12:30	8.0hr
2 班	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00 ② 20:30 ~ 21:30	8.0hr

※ 休憩時間の3密回避のため、時間を2つに分けることとする。

#### 昼休みの時差取得（製造業）

▶ 休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。

### ○ 感染防止のための基本的対策

#### 入館時の手指等の消毒（宿泊業）



▶ 宿泊者と従業員の間、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

#### 複数人が触る箇所の消毒（製造業）



▶ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

### ○ その他の取り組み

#### 外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれませんが、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	回答	確認
1 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
2 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
3 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
4 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
5 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
6 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
7 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
8 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
9 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
10 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
11 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
12 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
13 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
14 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
15 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
16 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
17 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
18 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
19 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ
20 事業所内での感染防止対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。	はい/いいえ	はい/いいえ

チェックリストは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間 平日（月～金曜日） 午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※ 雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら  
 < 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター >

0120-60-3999

# 建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～

## 建設現場で必要な対応

混在作業が行われる建設現場では、マスク等の着用も含め、一人ひとりの感染防止に向けた対応が職場全体の感染リスクを抑えることにつながります。

換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要がありますが、**単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離（2m以上）が確保できる場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。**

熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、「マスク等を着用する場面」、「マスク等の選び方」、「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底することが重要です。

## 1 作業に応じたマスク等の選び方

### ① マスク等の種類と特性

マスク等は、飛沫の飛散防止、飛沫の吸入防止のために着用するものですが、様々な種類のものがあります。市販の不織布マスクをはじめ、一般に使用されているマスク等を建設現場で使用すること想定した場合の特性をまとめると次のとおりです（※1）。

「◎：優れている」、「○：良好」、「△：普通」、「×：やや劣る」

	顔面への密着	フィルタの密度	飛沫吸引防止	飛沫飛散防止	呼吸しやすさ	快適さ/蒸し暑さ
不織布マスク	△	◎	○	◎	×	△
布マスク	△	△～○	△	○	△	△
ウレタンマスク	△	△	△	○	△	○
マウスシールド	×	×	×	×	◎	◎
フェイスシールド	×	×	×	△	◎	◎
ネックガード	△	△	△	○	○	○
取替え式防じんマスク(※2)	◎	◎	◎	◎	×	×
使い捨て式防じんマスク(※2)	○	◎	◎	◎	×	△

（※1）令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」をもとに作成したもの。

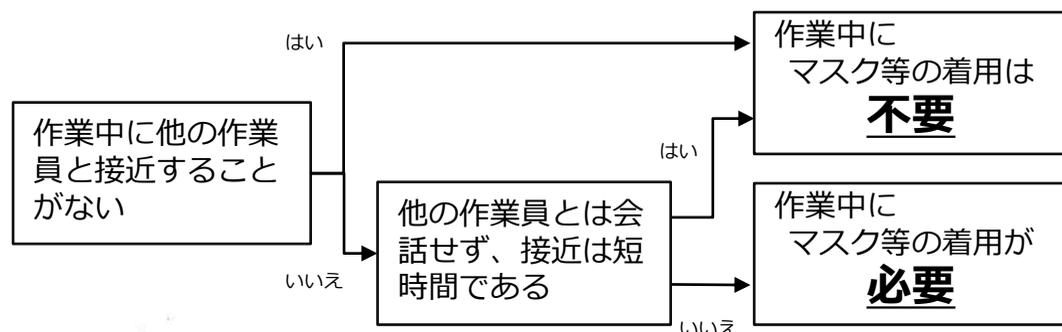
調査研究は一部の製品を対象として測定を行った結果を取りまとめたものであり、個々の製品によっては上記の表とは特性が異なる場合があります。

（※2）一定の作業の際は、労働安全衛生関係法令に基づき、防じんマスクの着用が義務付けられています。

### ② マスク等を着用すべき場面

建設現場における作業は、単独作業や他の作業員と十分な距離（2m以上）をとって行われる場合がある一方、「朝礼」や「作業工程の確認」などのほか、「休憩・食事」、「工事用エレベータでの集団での移動」など、作業員同士が近くに集まる場面もあります。

管理者は、個々の作業が行われる状況を踏まえ、**マスク等を着用すべき場面を特定し、作業員一人ひとりに周知してください。**



ここがポイント！

マスク等着用の「必要」、「不要」は「場面の切替わり」によっても変化することに注意  
(裏面の1④参照)

### ③作業負荷とマスク等着用による熱中症リスク

マスク等の着用による新型コロナウイルスの感染防止効果や熱中症発症リスクについては、現時点では定量的に明らかになっていませんが、令和2年度に実施した研究(※)の結果、以下のようなことが分かっています。

- ①マスク等の着用により呼吸時の負担感が増加し、飛沫飛散防止等の効果が高いものでは息苦しさを強く感じる
- ②軽い負荷の運動では、マスク等の有無により深部体温の上昇には差がない
- ③マスク等の内部の「酸素濃度の低下」、「二酸化炭素濃度の上昇」が見られた(軽い負荷の運動では血液中のガス濃度に影響はないが、高負荷作業には注意が必要)

(※) 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」

### ④マスク等の選定に当たっての考え方

#### ○ マスク等の選定に当たって考慮すべき事項

飛沫飛散防止等の効果が高いマスク等を着用していても、作業中の息苦しさを和らげるため、顔とマスク等との間に隙間を作った場合には感染防止効果が低下します。

マスク等の選定に当たっては、①作業負荷のほか、②作業時の人との距離、③作業場所の状況、④連続作業時間、⑤コミュニケーションの取りやすさなどにも留意しましょう。

#### ○ マスク等が必要な場面への備え

休憩や昼食、作業連絡、車両やエレベータでの移動などの際に他の作業員と十分な距離が確保できない場合には、マスク等の着用が必要になります。マスク等の着用が不要な作業であっても、「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯しましょう。

### ⑤マスク等の着用状況と接触感染

マスク等を着用しない、又は飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用して作業を行った場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。複数の作業員が共用する工具等や操作盤などについては接触感染防止のため、こまめに消毒しましょう。

## 2 マスク等の正しい付け方と効果

作業中の息苦しさを「あごに掛ける」、「鼻を出す」など、正しい方法で着用しなかった場合、マスク等の感染防止効果が低下します。マスク等は正しい方法で着用し、息苦しさを感じた場合にはマスク等を外せる環境で休憩をとるようにしましょう。



## 3 現場管理者の役割

### ①計画段階での検討

計画段階から、換気の悪い室内での作業や作業員同士が接近する機会を減らすよう努めましょう。

(例) 朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、マスクを外せる休憩場所の確保 等

### ②現場でのルール化

熱中症予防と感染防止に向けた現場のルールを定め、徹底しましょう。

(例) マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所の使い方、職場外での留意事項 等

# 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

The screenshot shows the MLIT website with a navigation menu and a main content area titled '新型コロナウイルス感染予防対策' (New Coronavirus Infection Prevention). The page lists various measures and resources for the construction industry.



[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

## 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例

The collage consists of four panels, each with a title and several images illustrating specific measures:

- 事例 1: 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ①**
  - 朝礼等の配列調整の確保 (班長用同一位置等の確保)
  - 対人接触が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等
  - 伝達事項等に即した朝礼等の簡短化や内容の詰縮化
  - 席もみ等の増加を伴う活動の省略
  - マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略
  - 朝礼時の体温測定等 (手拭紙などでの代替)
  - テレビ遠隔ツール等の利用による会議・事務対応の遠隔開催 等
- 事例 2: 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ②**
  - 食事・休憩時における取組事例
    - 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の確保
    - 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
    - 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
    - 簡易なパーティション (アクリル板等) による密接の防止
    - 手洗いの場のタオルの撤去 (ペーパータオルの利用等) 等
  - 現場作業や移動時の取組事例
    - 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
    - 車道での移動時の両側・相乗りを避け個別の移動を励行
    - 現場と倉庫の通行経路の確保
    - 重機や車両等の操作時の待機等の徹底
    - 密閉・密接空間での換気や遠隔操作の励行
- 事例 3: 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ③**
  - 内装工事時、室内の現場における取組事例
    - 内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業
    - 狭い箇所や密着での作業は、広さ等に即して入居人数を制限して実施
    - 大規模での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってフロア別に入居人数を制限
    - 室内には換気装置を設置し、換気を実施
    - 工程管理や内装仕上げの管理・修正にWebカメラや遠隔端末等を利用し、遠隔で実施
    - 作業用エレベーターは3密の回避のための利用のルール化
- 事例 4: 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ④**
  - オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上
    - 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る



# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

令和3年5月～9月

### — 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

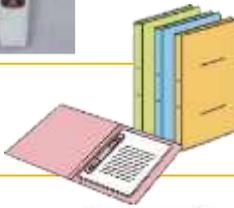
職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**1,000人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。  
**確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！**

#### 準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	<b>暑さ指数（WBGT値）の把握の準備</b>	JIS規格「JIS B 7922」に適合した <b>暑さ指数計</b> を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>作業計画の策定など</b>	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう <b>余裕を持った作業計画</b> をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>設備対策・休憩場所の確保の検討</b>	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置、により、 <b>暑さ指数を下げる方法</b> を検討しましょう。また、作業場所の近くに <b>冷房</b> を備えた休憩場所や <b>日陰</b> などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>服装などの検討</b>	<b>通気性のいい作業着</b> を準備しておきましょう。 <b>身体を冷却する機能を持つ服</b> の着用も検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>教育研修の実施</b>	熱中症の防止対策について、 <b>教育</b> を行いましょ。 <b>迷わず救急車を呼びましょう！</b>	
<input type="checkbox"/>	<b>熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立</b>	<b>衛生管理者</b> などを中心に、事業場としての <b>管理体制</b> を整え、必要なら <b>熱中症予防管理者の選任</b> も行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	<b>緊急事態の措置の確認</b>	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

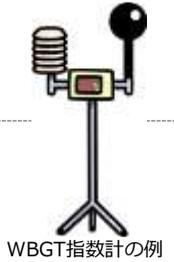
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

# キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

## ☐ **WBGT値の把握**

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

## 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、暑さ死度に応じて <b>作業の中止、こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	<b>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

## 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

### ☐ **異常時の措置**

- ～少しでも異常を感じたら～
- ・ **いったん作業を離れる**
  - ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
  - ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底**しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取り**ましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼び**ましょう。



# WBGT指数計で作業現場のWBGT値をCHECK! 熱中症リスクを把握して、効果的な予防策を実施しましょう!

## STEP 1 WBGT指数計を正しく使い、WBGT値を計測します。

必ず『黒球』付きのJIS規格(B7922)適合品を選びましょう。日射や地面からの照り返し等の『輻射熱』をきちんと測ることが肝要です。吊り下げて測る場合は特に、黒球が陰にならないように注意してください。



WBGT指数計の使用例

## STEP 2 衣類の組み合わせにより、補正値を加えます。

衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正値(°C-WBGT)

組合せ	WBGT値に加えるべき着衣補正値(°C-WBGT)
作業服	0
つなぎ服	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	0
織物の衣服を二重に着用した場合	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	12
フード	+1

注1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正値は起こりうる最も高い値を示す。  
注2 SMSはスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。  
注3 ポリオレフィン、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

『太陽照射のない場所』『太陽照射のある場所』で条件が異なります。切り替え設定がある場合は必ず設定しましょう。

特に、  
◆暑い日・時間帯の作業開始時  
◆特殊な作業服を着用する時  
◆身体作業強度が高い時  
◆移動を伴う作業等で環境が変化する時などは、WBGT値をこまめに実測し、WBGT基準値と比較した上で対策を検討する必要があります。

## STEP 3 身体作業強度等に応じたWBGT基準値を見て、熱中症リスクを確認します。

身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記);手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け);腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。立位でドリル作業(小さい部品);フライス盤(小さい部品);コイル巻き;小さい電機子巻き;小さい力で駆動する機械;2.5km/h以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	 継続的な手及び腕の作業[くぎ(釘)打ち、盛土];腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両);腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫);軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする;2.5km/h~5.5km/hでの平たんな場所での歩き;鍛造	28	26
3 高代謝率	 強度の腕及び胴体の作業;重量物の運搬;ショベル作業;ハンマー作業;のこぎり作業;硬い木へのかなな掛け又はのみ作業;草刈り;掘る;5.5km/h~7km/hでの平たんな場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする;鋳物を削る;コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	 最大速度の速さまでのとても激しい活動;おの(斧)を振るう;激しくシャベルを使ったり掘ったりする;階段を昇る;平たんな場所でする;7km/h以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注1 日本産業規格JIS Z 8504(熱環境の人間工学-WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境)附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値」を基に、向表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。

## 表2 WBGIT値と気温、相対湿度との関係

日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」 Ver.3 訂正版 2021.3から

		相 対 湿 度 (%)																		
		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100		
40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44			
39	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43				
38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42				
37	27	28	29	30	31	32	33	35	35	36	37	38	39	40	41					
36	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	39					
35	25	26	27	28	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38				
34	25	25	26	27	28	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37				
33	24	25	26	27	28	29	30	31	32	32	33	34	35	36	37	36				
32	23	24	25	26	27	28	29	30	31	31	32	33	34	35	36	35				
31	22	23	24	25	26	27	28	29	30	30	31	32	33	34	35	34				
30	21	22	23	24	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	33				
29	21	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	33				
28	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	33				
27	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	32				
26	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	31				
25	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	31				
24	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	30				
23	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	29				
22	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	28				
21	15	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	27				
20	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	27				
19	14	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	26				
18	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	26				
17	13	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	25				
16	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	25				
15	12	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	24				
14	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	24				
13	11	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	23				
12	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	23				
11	10	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	22				
10	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	22				
9	9	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	21				
8	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	21				
7	8	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	20				
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	20				
5	7	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	19				
4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	19				
3	6	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	18				
2	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	18				
1	5	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	17				
0	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	17				

(参照資料) (○) 県 販

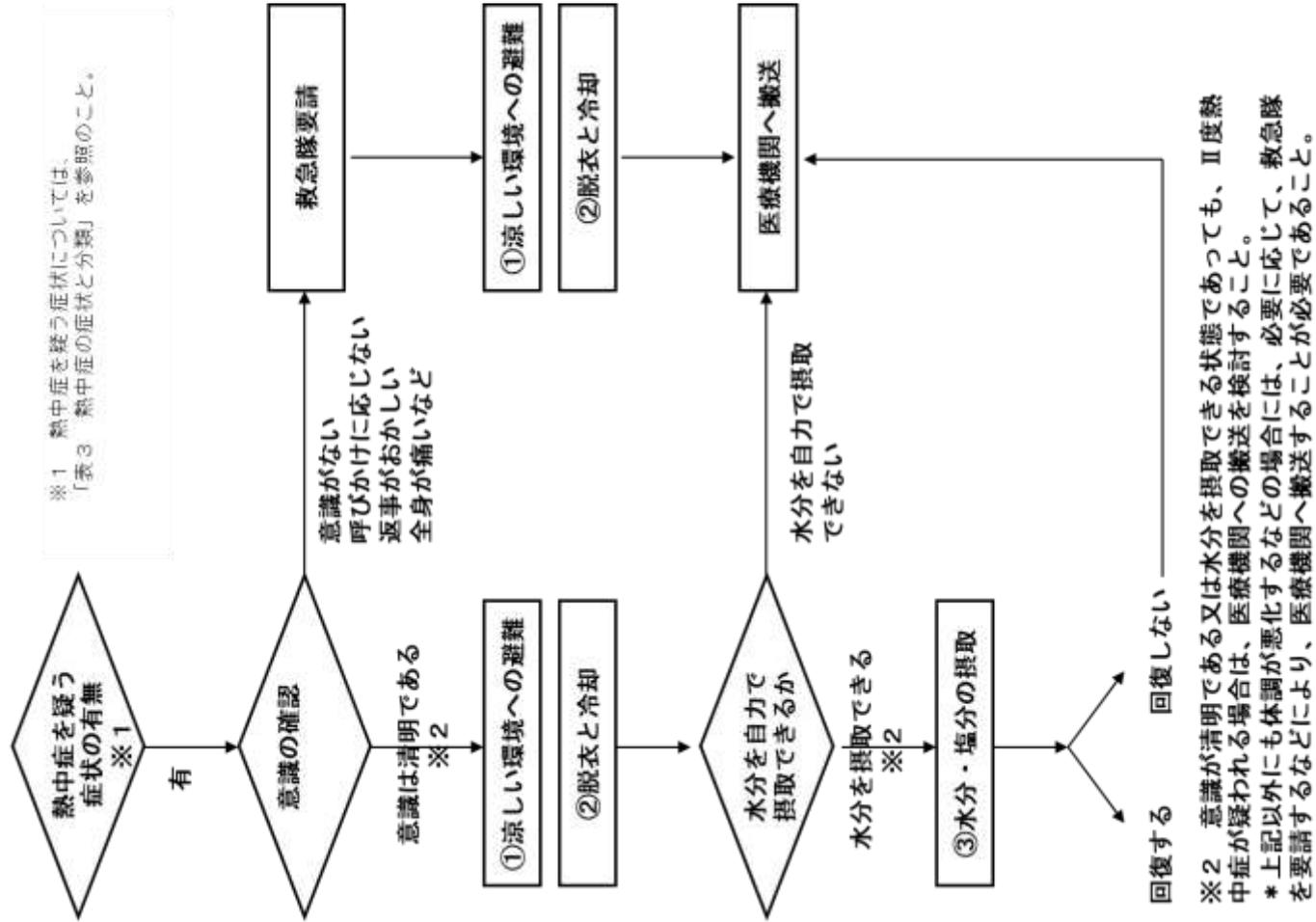
WBGIT値
危険 31℃以上
厳重警戒 28 ~31℃
警戒 25 ~28℃
注意 25℃未満

危険、厳重警戒等の分類は、日常生活の上での基準であって、労働の場における熱中症予防の基準には当てはまらないことに注意が必要であること。

表3 熱中症の症状と分類

分類	症状	
	小	大
I度	めまい・生あくび・失神 （「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともある。） 筋肉痛・筋肉の硬直 （筋中の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる。これを「熱痙攣」と呼ぶこともある。）	
II度	頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 （体がぐったりする、力が入らないなどがあり、作業から「熱疲労」といわれたい状態である。） 集中力や判断力の低下	
III度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 （呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつりがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。） 高体温 （体に熱いと熱いという感触がある。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われていたものに相当する。）	

図：熱中症の救急処置（現場での応急処置）



※1 熱中症を疑う症状については、「表3 熱中症の症状と分類」を参照のこと。

# じん肺予防対策【第9次粉じん障害防止総合対策の推進について】

「第9次粉じん障害防止総合対策」を踏まえ、東京局では下記(1)から(5)について、恒常的に取り組むこととしています。

## 第9次粉じん障害防止総合対策

(平成30年度から平成34年度までの5か年)

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (4) じん肺健康診断の着実な実施
- (5) 離職後の健康管理の推進
- (6) その他地域の実情に即した事項（アーク溶接・金属研磨）

有効な呼吸用保護具とは、国家検定品の防じんマスクと電動ファン付き呼吸用保護具です

### 屋外での金属をアーク溶接作業は「粉じん作業」です

(平成24年4月1日施行)

- 呼吸用保護具(防じんマスク)の使用
- 休憩設備の設置
- じん肺健康診断の実施及び実施状況報告

### 電動ファン付き呼吸用保護具を使用しましょう

ずい道等建設工事において、動力を用いて鉱物等を掘削する場所での作業や動力を用いて鉱物等を積み込み・積みおろす場所での作業、コンクリート等を吹き付ける場所での作業においては、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければなりません(平成12年12月26日)

### 呼吸用保護具の適切な着用

- 保護具着用管理責任者の選任
  - 呼吸用保護具の適正な選択、使用および保守管理の徹底
- (平成17年2月7日)

### 「ずい道等建設労働者健康管理システム」の構築・運用

ずい道等建設工事に従事する労働者の健康管理の充実を図るため、当該労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を一元管理が建設業労働災害防止協会により、平成31年1月から行われます。

事業者は、ずい道等建設工事に従事する労働者の同意を得て、建設業労働災害防止協会に健康情報等を提供することとなります。

#### ● 問題

労働者が健康診断を定期的に受けても別の事業場に転職した場合、健康診断の情報が散逸してしまう。事業者が、過去の健康診断結果に基づく適正な作業配置が困難になってしまいます。

#### ● メリット

システム稼働以降の情報は、システムから簡単に、かつ正確に確認できるので、労働者本人の健康管理に役立ちます。蓄積された健康診断情報は再就職の際に、自身の健康状態を証明する手段になります。

屋外で岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業を行う事業者・作業員の方へ

## 平成26年7月31日から、屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も呼吸用保護具の使用対象になります

「粉じん障害防止規則」の改正により、手持式または可搬式動力工具※1を使用した岩石※2・鉱物※3の研磨・ばり取り作業を行う事業者は、平成26年7月31日からは、屋内※4・屋外を問わず、その作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具(防じんマスク)※5を使用させなければなりませんので、ご注意ください。

※1 研磨材を使うものに限る

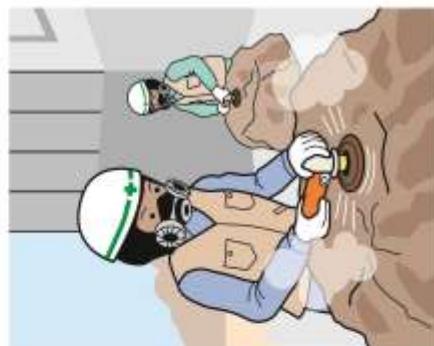
※2 一種または数種の鉱物の集合体のうち、形状が岩状または塊状のもの

※3 地層中に存在し、物理的・化学的にほぼ均一で一定の性質を持つ固体物質と、その人工物(鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研磨材、耐火物、重炭酸カルシウム、化学石膏など)

※4 坑内またはタンク、船舶、管、車庫などの内部を含む

※5 国家検定に合格したもの

### 手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業



#### 【従来】

屋内で行う場合に限り、有効な呼吸用保護具(防じんマスク)が必要

#### 【平成26年7月31日以降】

作業場所(屋内・屋外)にかかわらず必要

詳細は、都道府県労働局または労働基準監督署にお尋ねください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

平成26年7月

## 粉じん障害防止措置の追加について

### ○呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業の範囲の拡大

- ① 金属をアーク溶接する作業を行う場合  
これまで、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）<sup>※1</sup>の使用は、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おいて行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行われるまで拡大されます。  
これにより、屋内屋外を問わず、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）<sup>※1</sup>を使用することが必要となります。
- ② 岩石・鉱物を裁断等する作業を行う場合  
これまで、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物<sup>※2</sup>を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）<sup>※1</sup>の使用は、「屋内又は坑内に」おいて行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものまで拡大されます。  
これにより、屋内屋外を問わず、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）<sup>※1</sup>を使用することが必要となります。

※1 呼吸用保護具（防じんマスク）は、国家検定に合格したものを使用してください。

※2 「鉱物」には、鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研削材（アルミナ、炭化けい素等）、耐火物、重質炭酸カルシウム（石灰石の着色部分を除去し微細粉末としたもの）、化学石こうなどの人工物も含まれます。

### ○粉じん作業の範囲の拡大

これまで、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おける金属をアーク溶接する作業が、粉じん作業として定められておりましたが、「屋外」で行うものにも粉じん作業の範囲が拡大されます。  
これにより、金属をアーク溶接する作業を行う場合には、粉じん作業場以外の場所に休憩設備を設けることが必要となります。  
また、常時アーク溶接を行う事業場のうち、屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても、定期的なじん肺健康診断の実施と、じん肺健康管理実施状況報告<sup>※3</sup>の提出が必要となります。

※3 じん肺健康管理実施状況報告について

常時粉じん作業に従事する労働者がいる事業場では、毎年2月末までに、その前年のじん肺健康管理実施状況を記した報告書を、所轄の監督署に提出する必要があります。報告に使用する用紙（様式第8号）は、厚生労働省のホームページよりダウンロードしてください。

○厚生労働省HP

ホーム>政策について>分野別の政策一覧について>雇用・労働>労働基準>事業主の方へ>安全衛生  
関係主要様式>各種健康診断結果報告書

アドレス: [http://www.mhlw.go.jp/bunrya/roudouki/jun/anzen/sei/36/d/18\\_09.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunrya/roudouki/jun/anzen/sei/36/d/18_09.pdf)

このリーフレットに関する詳細については、都道府県労働局またはお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。

## 屋外で金属をアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になります。

平成24年4月1日より、粉じん障害防止規則およびじん肺法施行規則が改正されます。

これにより、屋外における金属をアーク溶接する作業と、屋外における岩石又は鉱物の裁断等の作業について、新たに以下のとおりの措置が必要になります。

### ○屋外で金属をアーク溶接する作業について

- 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用
- 休憩設備の設置  
※粉じん作業場以外の場所に休憩設備の設置が必要となります。
- じん肺健康診断の実施  
※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。  
※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。
- じん肺健康管理実施状況報告の提出  
※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。  
※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。

### ○屋外で岩石・鉱物を裁断等する作業について

- 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
平成24年3月



## 第1 基本的事項について

【令和2年6月】

### 1 報告書の趣旨等

- ずい道等を建設する工事において粉じん障害を防止するために講ずべき措置を提言
- 発注機関においては、本報告書で提言する事項を実施するために必要な経費の積算について配慮すべきである。

### 2 粉じん濃度測定を試料空気の採取（省令事項）

次に掲げる方法のいずれかにより、半月以内に1回、定期に行う。

#### ① 定点測定（告示事項）

- 切羽からおおむね10、30、50m（発破、機械掘削、ずり出し中はおおむね20、35、50m）の地点のトンネルの両側に計6点の測定機器等を設置
- 測定器等の採取口の高さは50～150cmの範囲内で同じ高さに揃える

#### ② 個人サンプリングによる測定（告示事項）

- 切羽で掘削作業に従事する者（原則として2人以上）の身体に測定器等を装着

#### ③ 車両系機械を用いた測定（告示事項）

- 掘削作業中に切羽で使用する車両系機械（原則として2台以上）に測定器等を設置

#### ④ 複数の測定の組合せ（告示事項）



(1) 定点測定

(2) 個人サンプリングによる測定



(3) 車両系機械を用いた測定

### 3 測定の詳細（告示事項）

- 測定対象粉じんは、レスピラブル粒子（肺胞に到達する粒子）とする。
- 粉じん濃度の試料採取等の時間は、NATM工法の作業工程の1サイクル（発破工法の場合は、発破後から装薬前まで）とする。
- 風速、換気装置等の風量及び気流の方向について測定を行う（ガイドライン事項）。

## 第2 粉じん濃度測定結果に基づく措置について

### 1 粉じん濃度測定結果に基づく措置について

#### ① 粉じん濃度測定結果の評価

- 測定値の算術平均値を評価値とする（告示事項）
- 評価値を「粉じん濃度目標レベル」（工学的対策が適切かを判定する際の指標）と比較（ガイドライン事項）
  - 粉じん濃度目標レベルは、 $2\text{ mg/m}^3$ とする（現行は $3\text{ mg/m}^3$ ）。
  - ただし、中小断面トンネル（ $40\text{ m}^2$ 未満）であって、 $2\text{ mg/m}^3$ の達成が困難なものは、可能な限り $2\text{ mg/m}^3$ に近い値を設定することができる。
- 「粉じん濃度目標レベル」は、今後の粉じん低減対策の進展等を踏まえ、10年後程度を目途に必要な見直しを行うべきである。

#### ② 測定結果に基づく措置（省令事項）

- 粉じん濃度の評価値が目標レベルを上回る場合は、設備・作業方法の点検を行い、換気風量の増加等の作業環境改善の措置を講ずる。



車両系機械によるずり出し作業

### 2 遊離けい酸濃度の測定結果に基づく措置について

#### ① 遊離けい酸濃度の算定（告示事項）

- 1の粉じん濃度の評価値に、遊離けい酸含有率（%を100で除したもの）を乗じて算定

#### ② 要求防護係数の算定（告示事項）

- 空気中の遊離けい酸濃度から遊離けい酸ばく露濃度の基準値で除した値（要求防護係数）を算定
  - 要求防護係数は、空気中濃度が基準値の何倍に当たるかを表す。
  - 遊離けい酸ばく露濃度の基準値は、 $0.025\text{ mg/m}^3$ （レスピラブル粉じん）を採用する。

#### ③ 要求防護係数に基づく有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用（省令・告示事項）

- 労働者に、②の要求防護係数を超える性能（指定防護係数）を備える呼吸用保護具を使用させる。

### 3 粉じん濃度等の記録等（省令事項）

- 粉じん濃度等の記録（7年間保存）
- 測定を行うごとに、朝礼等において粉じん濃度等を関係労働者への周知

## 第3 工学的対策等及び実施管理について

### 1 粉じん対策に係る計画の策定（ガイドライン事項）

- 事業者は、事前に、粉じん発生源対策、換気、粉じん濃度等の測定、有効な呼吸用保護具の使用、教育の実施等を内容とする計画を策定

### 2 粉じん発生源に係る措置（ガイドライン事項）

- 粉じん濃度を低減させることのできる新たな工法（吹き付けコンクリートの粉体急結材、エアレス吹付機械、遠隔操作など）の導入を図る

### 3 換気装置等による換気の実施等（ガイドライン事項）

- より効果的な換気方式・設備（吸引捕集方式、局所集じん機、伸縮風管、トラベルカーテンなど）の導入を図る

### 4 労働衛生教育の実施

- 法令に定める粉じん作業特別教育（法令の適用がない場合でもこれに準じた教育）
- 電動ファン付き呼吸用保護具の適切な選択（要求防護係数を満たすものなど）（ガイドライン事項）

### 5 測定及びその結果に基づく措置の実施管理

- ずい道等の掘削作業主任者の職務に、次の事項を追加し（省令事項）、技能講習の時間を1.5時間延長（告示事項）
  - ① 粉じん測定とその結果に基づく作業方法の決定及び呼吸用保護具の選択
  - ② 呼吸用保護具の点検及び使用状況の監視等
- 測定機器等の設置等は、同作業主任者が自ら行うか、主任者が労働者を指揮（ガイドライン事項）
- 相対濃度指示方法以外の方法による採取した試料の分析は十分な知識経験を有する者等（第一種作業環境測定士等）に行わせるか、十分な能力を有する機関（作業環境測定機関等）に委託する。（ガイドライン事項）

### 6 元方事業者が実施する事項（既存法令・ガイドライン事項）

- 元方事業者は、関係請負人に対し、①計画の調整、②教育の指導・援助、③清掃作業日の統一、④技術上の指導等を行う。

## 第4 測定の詳細事項等について

### 1 粉じん濃度の測定方法

#### ① 粉じん測定の測定方法は、次のいずれかとする。（告示事項）

- 質量濃度測定方法（ろ過捕集した試料の重さを量り、空気流量で除して濃度を算定する方法）
- 相対濃度指示方法（相対濃度計（デジタル粉じん計）で測定したカウント数（単位時間あたりの粒子の数）に、質量濃度変換係数（K値）を乗じて濃度を算定する方法）

#### ② 質量濃度変換係数（K値）の設定方法

- 質量濃度測定法と相対濃度指示方法の併行測定により算定（告示事項）
- 標準K値（労働基準局長の定めるもの）を使用（告示事項）
  - デジタル粉じん計の型式別の標準K値を設定（ガイドライン事項）  
LD-5R及びLD-6N2：0.002 mg/m<sup>3</sup>/cpm



試料採取機器  
（サンプラー及びポンプ）



相対濃度計  
（デジタル粉じん計）

### 2 遊離けい酸含有率（Q値）の測定方法

次のいずれかの方法で測定する。（告示事項）

- エックス線回折分析方法（試料にエックス線をあて、入射角に応じた反射の強度によって物質を特定する方法）等
- 事前のボーリング調査等による岩石の種類に応じ、標準的な遊離けい酸含有率と照らし合わせて決定  
標準的な遊離けい酸含有率は、文献等に基づき岩石の種類別（珪岩を除く。）に定める。（ガイドライン事項）
  - 第1グループ（火成岩（酸性岩に限る。）、堆積岩及び変成岩（珪岩を除く。））：20%
  - 第2グループ（火成岩（中性岩に限る。））：20%
  - 第3グループ（火成岩（塩基性岩及び超塩基性岩に限る。））：設定せず（20%を使用することは差し支えない。）

# 「ずい道等建設工事における 粉じん対策に関するガイドライン」 を改正しました

厚生労働省は、このたび、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、事業者が実施すべき事項と関係する法令の規定のうち重要なものを一体的に示すことで、粉じん障害防止対策のより一層の充実を図ることを目的とし、改正省令など<sup>\*</sup>の規定に合わせて内容を見直しました。

<sup>\*</sup>「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第128号）  
「粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等」（令和2年厚生労働省告示第265号）

## 施行日など

●改正ガイドラインは、令和3年4月1日から施行されます。ただし、「1. ずい道等の掘削等作業主任者」の規定は、令和4年4月1日から施行されます。

※令和4年4月1日から、「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習」の講習時間が1.5時間増えます。これまでに技能講習を受講した方は、令和4年3月31日までに追加講習を受ける必要がありませんので、ご注意ください。

●なお、令和3年4月1日より前に発注されたずい道等建設工事で、本パンフレットの「2. 粉じん発生源に係る措置」、「3. 換気装置等による換気の実施」、「4. 粉じん目標濃度レベル」の改正事項については、令和3年4月1日以降も、改正前のガイドラインの規定が適用されます。

ガイドライン全文や新旧対照表など、改正内容に関する資料はこちら  
●厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12521.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12521.html)



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局  
・労働基準監督署にお問い合わせください。

## 主な改正事項

### ① ずい道等の掘削等作業主任者の職務の追加

ずい道等の掘削等作業主任者の職務として、次の事項を追加しました。

- 空気中の粉じんの濃度等の測定方法およびその結果を踏まえた掘削等の作業の方法の決定
- 換気等の方法の決定
- 粉じん濃度等の測定結果に応じた、労働者に使用させる呼吸用保護員の選択
- 粉じん濃度等の試料採取機器の設置の指揮、または自らこれを行うこと
- 呼吸用保護員の機能を点検し、不良品を取り除くこと
- 呼吸用保護員の使用状況の監視

### ② 粉じん発生源に関する措置の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに定めました。

- 工法について、設計段階において、より粉じん発生量の少ないトンネルボーリングマシン工法や、シールド工法等の採用を検討すること。
- コンクリートの吹付作業について、以下の事項を新たに記載。
  - ・ 通式型の吹付機械装置と同等以上の措置としてエアレス吹付技術を明示。
  - ・ 吹付時の粉じん濃度を低減させるため、粉体急結剤、液体急結剤の使用と分割練混ぜの導入を図ること。
- より本質的な対策として、遠隔吹付技術の導入を検討すること。
- エアカーテン、移動式隔壁等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようするための方法の導入を図ること。

### ③ 換気装置等による換気の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに定めました。

- 換気方式の選定に当たり、より効果的な換気方法である吸引捕集方式の導入を図ること。
- 新たな換気設備として、局所集じん機、伸縮風管、エアカーテン、移動式隔壁等の導入を図ること。

### ④ 粉じん目標濃度レベルの引き下げ(強化)と、改善措置の充実

- 粉じん濃度目標レベルを現行の3 mg/m<sup>3</sup>から2 mg/m<sup>3</sup>に引き下げました。
- 評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合に行う換気装置の風量の増加のほか、必要な措置として、以下の事項を追加しました。
  - ・ より効果的な換気方式への変更
  - ・ 集じん装置による集じんの実施
  - ・ 風管の設置方法の改善
  - ・ 粉じん抑制剤の使用

呼吸用保護具は、切羽に近接する場所における粉じん濃度等に応じて選択することとし、以下の事項を新たに定めました。

(1) 電動ファン付き呼吸用およびコンクリート等吹付作業に従事する労働者に、粉じん濃度等の測定結果に応じた要求防護係数を上回る指定防護係数を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。

(2) 要求防護係数は、次の式により計算すること。

$$PF_r = \frac{C \times Q}{100E}$$

$PF_r$  要求防護係数

$C$  粉じん濃度の測定値の平均値（単位  $mg/m^3$ ）

$Q$  遊離けい酸の含有率（単位 %）

$E$  0.025（単位  $mg/m^3$ ）

(3) 指定防護係数※

電動ファン付き呼吸用保護具の種類		指定防護係数
全面形面体	S級	PS3又はPL3
	A級	PS2又はPL2
	A級又はB級	PS1又はPL1
半面形面体	S級	PS3又はPL3
	A級	PS2又はPL2
	A級又はB級	PS1又はPL1
フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3
	A級	PS2又はPL2
	S級又はA級又はB級	PS1又はPL1

※ 実際の作業時の測定等により得られた防護係数が上の表に掲げる指定防護係数を上回ることを製造者が証明する特定の型式については、次の表に定める指定防護係数を使用できます。

電動ファン付き呼吸用保護具の種類		指定防護係数
半面形面体又はフェイスシールド形	S級かつPS3又はPL3	300
フード形		1,000

## ⑤ 呼吸用保護具の使用基準の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに定めました。

- 掘削作業、すり積み作業、またはコンクリート等吹付作業のいずれかに労働者を従事させる場合にあっては、粉じんの濃度等の測定の結果に応じて、有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。

## ⑥ 粉じん濃度等の測定結果等の周知の充実

現行のガイドラインに定める事項に加え、測定結果の周知について以下の事項を新たに定めました。

- 粉じん則上記録が求められる事項について、朝礼等で使用する掲示板等、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付け等の方法により、労働者に周知させること。

## 切羽に近接する場所の粉じん濃度等の測定（新設）

標記について、以下の事項を新たに定めました。

- (1) 試料空気の採取は、次のいずれかの方法によること。
  - 位置式の試料採取機器を用いる方法
    - ・ ずい道等の切羽からおおむね10メートル、30メートルおよび50メートルの地点において、当該ずい道等の両側にそれぞれ試料採取機器を設置。
  - 作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法
    - ・ ずい道等の切羽に近接する場所の適切な数（2以上に限る）の労働者に対して試料採取機器を装着して行うこと。
  - 車両系機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機械）に装着されている試料採取機器を用いる方法
    - ・ ずい道等の切羽に近接する場所において使用されている適切な数（2以上に限る）の車両系機械に試料採取機器を装着して行うこと。
- (2) 試料空気の採取の時間
  - ・ 同一の作業日のずい道等建設工事の1サイクル（掘削作業、すり積み作業、コンクリート等吹付作業及びロックボルト取付け作業等）に従事する全時間、試料空気の採取を行う。
- (3) 空気中の粉じんの濃度の測定の方法
  - レスピラブル（吸入性）粉じん（肺胞に到達する粒子）を分粒できる分粒装置を装着した測定機器を使用し、次のいずれかの方法によること。
    - ・ 過捕集方法および重量分析法
    - ・ 相対濃度指示方法（標準的な質量濃度変換係数（K値）を使用可。）
- (4) 粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、次のいずれかの方法によること
  - ・ エックス線回折分析法または重量分析法
  - ・ 鉱物等の種類に応じた標準的な遊離けい酸含有率（Q値）を使用。

# 現場におけるメンタルヘルス対策の推進

- (1) 建設現場における安全施工サイクル（安全朝礼、K Yミーティング及び巡視等）を活用した、**建災防方式健康K Yによる心身の健康状態の把握と、無記名式ストレスチェックの結果に基づいた職場環境改善の促進**



- (2) ストレスチェック結果に基づく面接指導の実施と、その結果に対して事業主が講ずるべき適切な措置の実施
- (3) 建災防に設置された事業者向けメンタルヘルス対策の相談窓口の活用

- ・ 祝日を除く毎週月曜日 13：00 ～ 16：00
- ・ 専用ダイヤル 03 - 3453 - 0974

- (4) 産業保健総合支援センターにおける、メンタルヘルス対策に関する中小規模事業所支援の活用

# 剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を ～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

## ① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※  
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

## ② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
  - SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
- 注意** 防毒マスクを使用しているも、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

## 剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

（注）他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

### ベンジルアルコール ※未規制物質

- 有害性**
- ・中枢神経系、肝臓に障害
  - ・強い眼刺激
  - ・眠気またはめまいのおそれ
  - ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害

- 主な対策**
- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用
  - ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
  - ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
  - ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

### ジクロロメタン ※特定化学物質

- ・発がんのおそれ
- ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害
- ・強い眼刺激、皮膚刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・吸入すると有害

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など



# 鉛等有害物の含有する「塗料の剥離やかき落とし」作業について



老朽化した高速道路や橋脚の工事現場で古くなった赤い鉛の塗料を剥がす際に、飛散する鉛を吸い込むなどして鉛中毒を発症するリスクが高まっています。

## 工事発注者

情報の提供  
必要経費の配慮

- 施工者に、塗布されている塗料中の鉛やクロム等の有害な化学物質の有無について把握している情報を提供する。
- 塗料中の有害物の調査やばく露防止対策について必要な経費等の配慮を行う。

## 請負業者

成分の把握

- 発注者に問い合わせ等して、橋梁等建設物に塗布された塗料の成分を把握すること。

- 湿式による作業の実施
- 作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施
- 有効な保護具の着用等

### 「災害事例」

都内の高速道路の既設鋼桁塗替え塗装工事のため、既存の塗装を剥がす（クレン）作業を行っていた作業員14名が鉛中毒になった。塗料には鉛が含有されていた。（平成26年）

## 施工業者

### 1. 湿潤化

- ・ 剥離等作業は必ず湿潤化して行うこと。
- ・ 湿潤化が著しく困難な場合は、湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じた上で作業を実施すること。

### 2. 除じん機能付き集じん排気装置の設置

- ・ 隔離区域等内作業場に除じん機能を有する集じん排気装置を設けること。
- ・ 集じん排気装置の排気口は外部に設けること。十分な排気量を有すること。

### 3. 洗浄の徹底

- ・ 隔離区域等内作業場より粉じんを外部に持ち出さないよう洗身や作業衣等の洗浄等を徹底すること。

### 4. 立ち入り禁止 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

- ・ 隔離区域等内作業場については、関係者以外の立ち入りを禁ずること。
- ・ 区域内で作業や監視を行う労働者については、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを着用させること。
- ・ 電動ファン付き呼吸用保護具のフィルターは、適切な期間ごとに交換するなど適切に管理して使用させること。

### 5. 呼吸用保護具の保管

- ・ 呼吸用保護具については、隔離区域等内作業場より離れる都度、付着した粉じんを十分に拭い、隔離区域等内作業場とは離れた汚染されていない場所に保管すること。

### 6. 運搬・貯蔵、保管

- ・ 隔離区域等内作業場の粉じんを運搬し、又は貯蔵するときは、当該粉じんが発散するおそれがないよう堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすること。
- ・ それらの保管については、一定の場所を走めておくこと。

## 鉛健康診断

- 法令に基づき鉛健康診断の実施(6月ごとに1回)
- 鉛中毒の症状を訴える者に対する医師の診断



鉛中毒にかかっている者及び健康診断の結果鉛業務に従事することが適当でないと認める者に対する労働安全衛生法第66条の5に基づく措置（医師等の意見を勘案して、鉛業務に従事させない等）。

# 化学物質による健康障害防止対策

- 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

(平成 27 年 9 月 18 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 3 号)



- 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について

(平成 26 年 5 月 30 日付け基安労発 0530 第 1 号、基安化発 0530 第 1 号／基安労発 0530 第 3 号、基安化発 0530 第 3 号)



- 建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について

(平成 10 年 6 月 1 日付け基発第 329 号の 1)



- 一酸化炭素中毒による労働災害の発生状況等について

(平成 28 年 12 月 6 日付け基安化発 1206 第 1 号)



- 建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について

(平成 9 年 3 月 25 日付け基発第 197 号)



- 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について

(平成 26 年 1 月 10 日付け基発 0110 第 1 号)



- 「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について

(平成 26 年 1 月 10 日付け基安化発 0110 第 1 号)

- ・ 地下室・浴室・タンク内等の通気不十分な場所での塗装・防水作業などは要注意。

①労働衛生管理体制

～専門工事業者が行うこと

- ・ 作業手順書の作成、作業者の指揮
- ・ 保護具使用状況の監視
- ・ 換気設備、警報装置等の確認及び改善

～元方事業者が行うこと

- ・ 作業手順書の確認等
- ・ 有機溶剤作業主任者の職務履行状況の確認
- ・ 作業場所の巡視
- ・ 作業方法不適切の場合、改善の指導

③有機溶剤等の危険有害性の確認と周知徹底

- ・ 安全データシート（SDS）により危険有害性を確認
- ・ 危険有害性、事故発生時の措置について周知徹底
- ・ 人体に及ぼす作用、取り扱い上の注意事項、中毒発生時の応急措置等を見やすい場所に掲示

④呼吸用保護具の使用

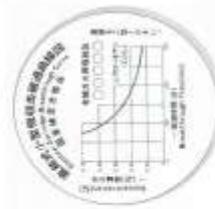
（送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用）

～作業前の管理

- ・ 余裕ある使用限度時間の設定
- ・ 吸収缶の予備を備えておく

～作業中の管理

- ・ 使用時間記録カードに使用時間を記録する
- ・ 設定された使用限度時間を超えて使用しない



②作業管理

～作業開始前

- ・ 有害性の少ない有機溶剤等を選択
- ・ 機械設備等の故障の有無の確認
- ・ 適切な保護具の選択（防毒マスク、送気マスク等）
- ・ 保護具の必要数の確認、有効かつ清潔保持の確認
- ・ **有機溶剤等の危険有害性の確認及び周知徹底**

～作業中

- ・ 適切な保護具の使用
- ・ 有機溶剤に直接ばく露しないようにする
- ・ 作業手順書に沿った作業

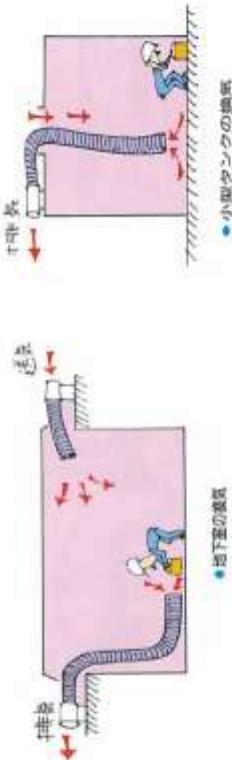
～作業終了後

- ・ 残存する有機溶剤等の容器及び空容器は、その日ごとに持ち帰る
- ・ 密閉したうえで専用の保管場所に保管する
- ・ 再使用する保護具は清潔にしておく（防毒マスクの吸収缶は栓を閉め、又は密閉して保管）



⑤作業環境管理

～作業場所に応じた適切な換気を実施



⑥警報装置の使用等

⑦健康管理

- ・ 雇入れ時、一般（定期）、有機溶剤等健康診断の実施

⑧労働衛生教育

- ・ 有機溶剤等化学物質の危険有害性
- ・ 健康管理、作業管理、作業環境管理の方法
- ・ 換気設備、呼吸用保護具の使用方法
- ・ 関係法令等



	絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
危険性	 (爆弾の爆発)	爆発物:大量爆発危険性 爆発物:火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、退避すること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。
	 (炎)	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火のおそれ 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所で保管すること。
	 (円上の炎)	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ 火災助長のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
	 (ガスボンベ)	高圧ガス:熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス:凍傷又は傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。
	 (腐食性)	金属腐食のおそれ  重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	他の容器に移し替えないこと。  皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
健康有害性	 (どくろ)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると 生命に危険あるいは有毒	吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気のよいところでのみ使用すること。 マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。 施錠して保管すること。
	 (健康有害性)	遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を 起こすおそれ 臓器の障害 飲み込んで気道に侵入(誤えん)すると生命に 危険のおそれ	皮膚に付けないこと。 吸入しないこと。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。 換気すること。 身体に異常が見られる、ばく露の懸念がある場合、 医師の診察を受けること。
	 (感嘆符)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると有害 強い眼刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激又は眠気やめまいのおそれ	吸入を避けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護具を着用すること。
環境有害性	 (環境)	水生生物に非常に強い毒性	環境への放出を避けること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。
		オゾン層を破壊し、健康及び環境に有害	回収またはリサイクルに関する情報について製造者 または供給者に問い合わせること。

注:代表的な事項を抜粋し記載しております。

# 金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）



## ○ 特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮**すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検**すること
- ③ **保護具の使用状況を監視**すること

## ○ 特定化学物質健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する（1次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（2次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、5年間の保存が必要。
- **特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号）を労働基準監督署長に提出する。**
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

## 施行日・経過措置

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
特定化学物質作業主任者の選任									選任義務(4/1～)
特殊健康診断の実施、その他									実施義務(4/1～)



## 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事等で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

### 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります(令和5年10月～)

### 工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は、14日前までに所轄労働基準監督署に届け出ることが義務になります(令和3年4月～)
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム(スマホ可)で届け出ることが義務になります(令和4年4月～)

### 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります(令和3年4月～)

### 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和3年4月～)
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和2年10月～)
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります(令和2年10月～)

### 写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)

## 建築物(個人宅含む)・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事等で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

## 解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査(事前調査)の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること

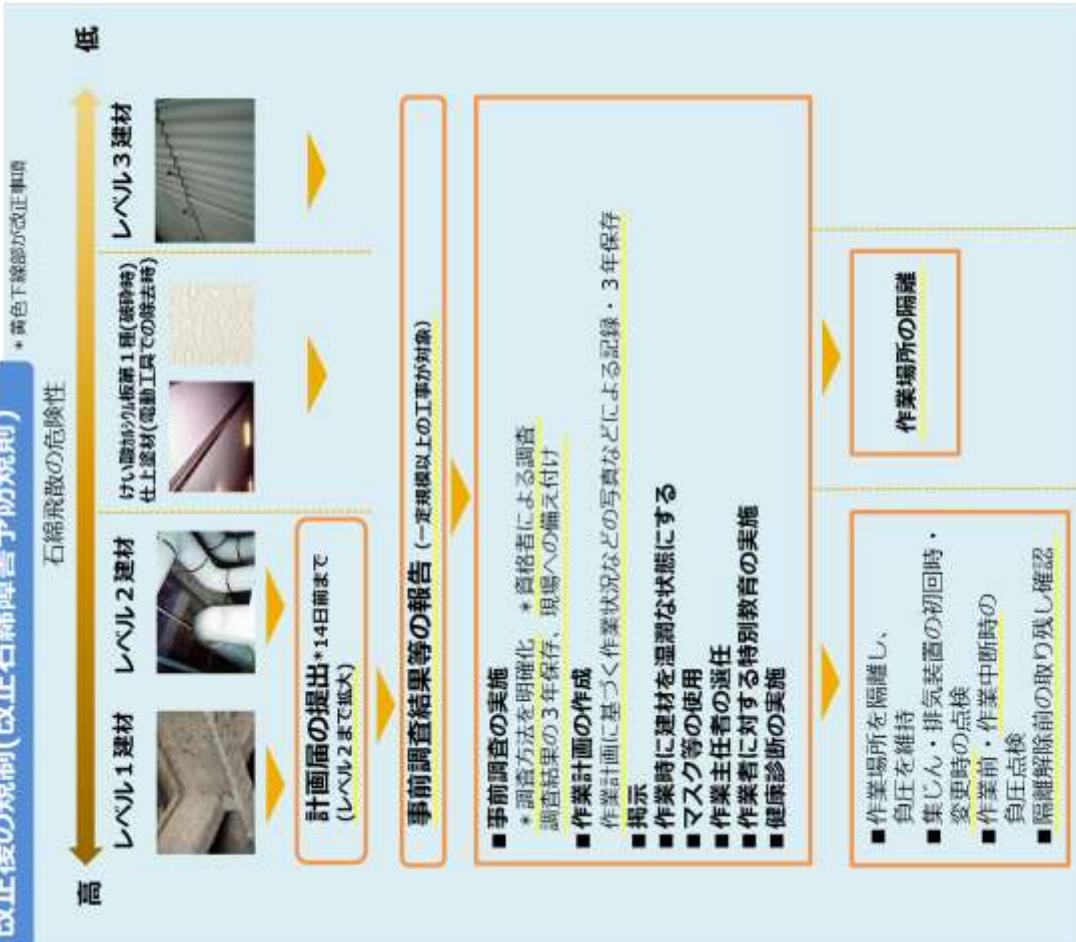
- ・ 工事の費用(契約金額)
- ・ 工期
- ・ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります

- 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること
- 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

# 石綿対策の規制が変わりました

## 改正後の規制(改正石綿障害予防規則)



### 【参考】現行の規制(石綿障害予防規則)

- (レベル1建材のみ) 計画届の提出
- (レベル2建材のみ) 作業届の提出 (全てのレベルで実施)
- 事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施 (レベル1・2建材)
- 作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

# 工事・作業別の規制内容の早見表

## ■ 工事開始前まで

規制内容	工事の種類			
	建築物	工作物	船舶	全ての解体・改修工事
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●	●
事前調査に関する資格者要件	●	●	●	●
事前調査結果等の報告 (工事開始前まで)	●※1	●※2	●	●
作業計画の作成 (石綿含有建材がある場合)	●	●	●	●
計画届の届出 (工事開始の14日前まで)	●※3	●※3	●	●※3

※1 床面積80㎡以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 吹付石綿等 (レベル1建材) または石綿含有保温材等 (レベル2建材) がある場合に限る

## ■ 工事開始後 (石綿含有建材を扱う作業に限る)

主な規制内容	作業の種類					
	吹付石綿、保温材等の除去等	板葺1種カルシウム等の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去	スレート板等の成形品の除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	●	●	●
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●	●	●	●	●	●
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●	●	●
業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●	●	●

# 建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課

令和3年3月 より抜粋

マニュアルのダウンロードは→

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要（1）

本文記述箇所	4.7	4.10.1	4.7 4.10.3	4.10.1	4.10.2	4.8.1	4.8.2	4.7	4.9
石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去			封じ込め、囲い込み 切断等を伴う 切断等を伴わない	
建築材料の種類	石綿含有吹付け材		石綿含有保温材等		屋根用折板裏断熱材	石綿含有保温材等 配管保温材		石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等	
石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（※ グローブバッグの場合） <sup>1)</sup>	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（※ グローブバッグの場合） <sup>1)</sup>	断熱材を折板に付けたままの除去	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断による除去 <sup>2)</sup>	作業場を負圧隔離養生等	作業場を隔離養生（負圧不要）等
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・石綿則の届出	要	要	要	要	要	要	安衛法・石綿則は要	要	要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	負圧隔離養生	グローブバッグ	負圧隔離養生	グローブバッグ	隔離養生（負圧不要） <sup>3)</sup>	隔離養生（負圧不要） <sup>3)</sup>	-	負圧隔離養生	隔離養生（負圧不要） <sup>3)</sup>
セキュリティゾーンの設置	要	-	要	-	-	-	-	要	-
負圧の確保、集じん・排気装置の設置	要	高性能真空掃除機による除じん	要	高性能真空掃除機による除じん	-	-	-	要	-
機器による漏えいの確認	要	必要に応じて	要	必要に応じて	-	-	-	要	-
負圧の確認	要	-	要	-	-	-	-	要	-
湿潤化	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	-	常時要	常時要
清掃	要	要	要	要	要	要	-	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要
粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要	要	-	要	要
隔離解除のための粉じん飛散状況確認	要	-	要	-	-	-	-	要	-
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) グローブバッグは、局所的に使用されるものである。

2) 石綿含有建材に接触せず、振動等による石綿の飛散のおそれがない場合には対象外。

3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。



表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要（2）

本文記述箇所	4.11				4.12			
	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等による除去 (電動工具は使用しない)		切断等による除去 (電動工具を用いて除去)	
建築材料の種類	石綿含有成形板等				石綿含有仕上塗材			
	石綿含有成形板等		石綿含有けい酸カルシウム板第1種		石綿含有仕上塗材		石綿含有仕上塗材	
石綿含有建材除去等時の飛散防止方法	原形のまま取り外し	湿潤化等	原形のまま取り外し	作業場を隔離養生(負担不要)等	湿潤化		作業場を隔離養生等	
					(例 高圧水洗除去)	(例 剥離剤併用手工具ケレン除去)	(例 ディスクグラインダー除去)	(例 集じん装置付きディスクグラインダー除去(HEPA フィルタ付き))
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・石綿則の届出	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	-	-	-	隔離養生(負担不要)	-	-	隔離養生(負担不要)	- (同等の措置の要件を満たす場合)
湿潤化	- <sup>1)</sup>	常時要	- <sup>1)</sup>	常時要	常時要	常時要	常時要	- (同等の措置の要件を満たす場合)
(飛沫防止等の養生)	-	-	-	-	○ <sup>2)</sup>	○ <sup>2)</sup>	-	-
(床防水養生)	-	-	-	-	○ <sup>2)</sup>	-	-	-
(汚染水処理)	-	-	-	-	○ <sup>2)</sup>	-	-	-
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。

2) 「○」は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。

※ 湿潤化及び隔離養生と同等以上の効果を有する措置【抜粋】（マニュアルP.207）

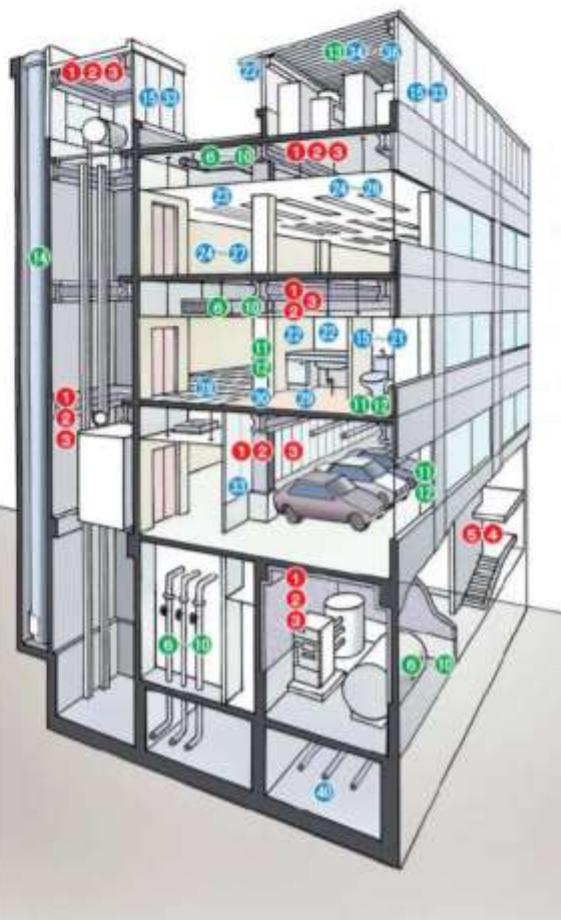
- 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- 集じん装置はHEPAフィルタを有し、集じんだ石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15本/cm<sup>3</sup>（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること

## 参考 石綿含有建材の代表的な使用箇所

石綿は、「目で見えるアスベスト建材（第2版）」（国土交通省、平成20年3月）に掲載されているように、非常に幅広い建材に使用されている。ここに掲載されている以外にも、例えば、配管貫通部やカーテンウォールファスナー部の吹付け材や耐火材など様々な箇所の建材に石綿は使用されている。

### <S造・RC造>

- ① 吹付け石綿……………P12
- ② 石綿含有吹付けロックウール・P14
- ③ 湿式石綿含有吹付け材……………P15
- ④ 石綿含有吹付けパーミキュライト……………P16
- ⑤ 石綿含有吹付けパーライト……………P17
- ⑥ 石綿含有けいそう土保温材……………P18
- ⑦ 石綿含有けい酸カルシウム保温材……………P18
- ⑧ 石綿含有パーミキュライト保温材……………P18
- ⑨ 石綿含有パーライト保温材……………P18
- ⑩ 石綿保温材……………P18
- ⑪ 石綿含有けい酸カルシウム板第2種……………P20
- ⑫ 石綿含有耐火被覆材……………P21
- ⑬ 屋根用折板石綿断熱材……………P22
- ⑭ 煙突用石綿断熱材……………P23
- ⑮ 石綿含有スレートボード・フレキシブル板……………P24, 40
- ⑯ 石綿含有スレートボード・平板……………P24
- ⑰ 石綿含有スレートボード・軟質板……………P24
- ⑱ 石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板……………P24
- ⑲ 石綿含有スレートボード・その他……………P24
- ⑳ 石綿含有スラグせっこう板……………P25
- ㉑ 石綿含有バルブセメント板……………P25

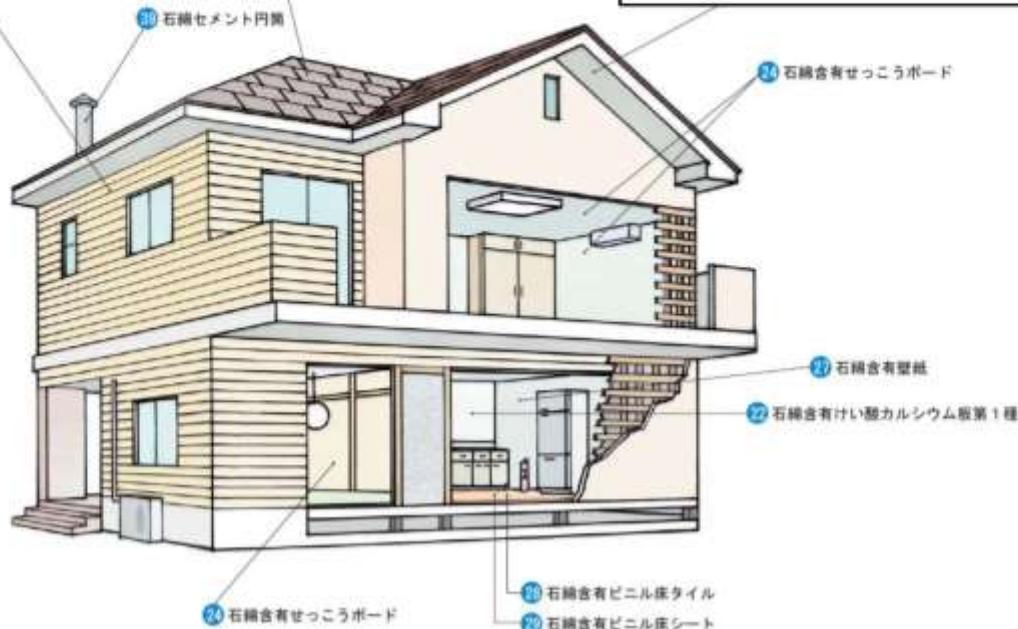


- ㉒ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種……………P26, 31, 39
- ㉓ 石綿含有ロックウール吸音天井板……………P27
- ㉔ 石綿含有せっこうボード……………P28
- ㉕ 石綿含有パーライト板……………P29
- ㉖ 石綿含有その他パネル・ボード……………P29
- ㉗ 石綿含有壁紙……………P30
- ㉘ 石綿含有ビニル床タイル……………P32
- ㉙ 石綿含有ビニル床シート……………P34
- ㉚ 石綿含有ソフト巾木……………P35
- ㉛ 石綿含有商業系サイディング……………P36
- ㉜ 石綿含有建材複合金属系サイディング……………P37
- ㉝ 石綿含有押出成形セメント板……………P38
- ㉞ 石綿含有スレート波板・大波……………P42
- ㉟ 石綿含有スレート波板・小波……………P42
- ㊱ 石綿含有スレート波板・その他……………P42
- ㊲ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート……………P43
- ㊳ 石綿含有ルーフィング……………P44
- ㊴ 石綿セメント円筒……………P45
- ㊵ 石綿セメント管……………P46

### <戸建て住宅>

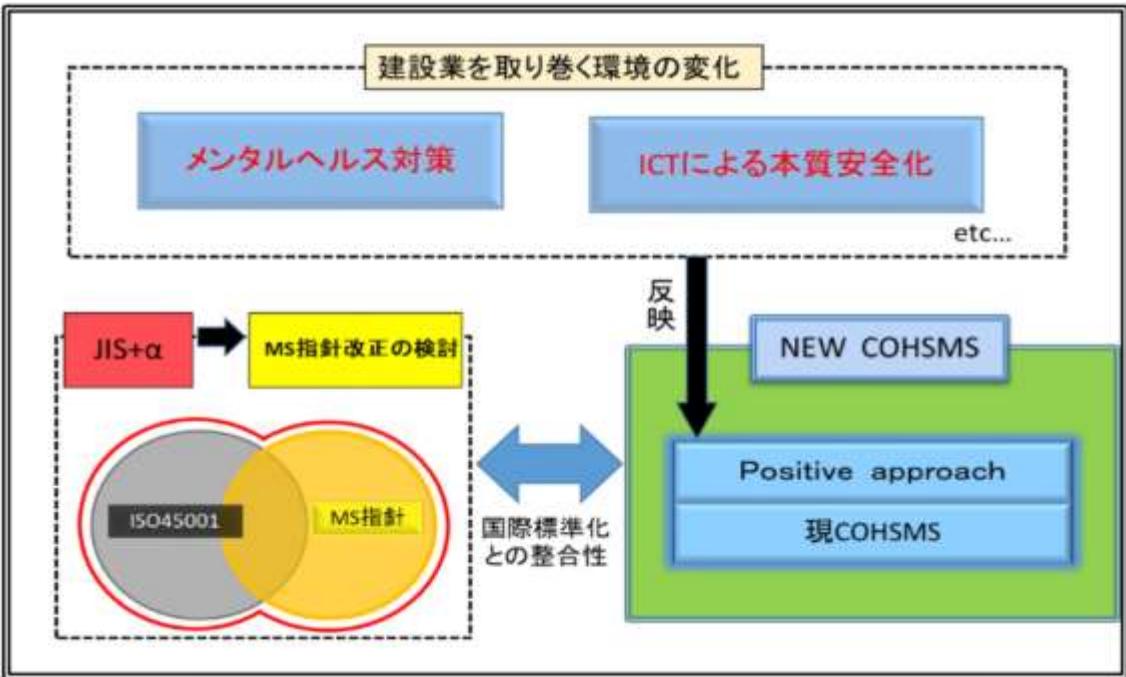
- ㉑ 石綿含有商業系サイディング
- ㉒ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- ㉓ 石綿含有建材複合金属系サイディング
- ㉔ 石綿含有ルーフィング

- : 吹付け石綿
- : 石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材
- : 成形板等建材



出典：目で見えるアスベスト建材（第2版）（国土交通省）

# 建設業労働安全衛生マネジメントシステム (コスモス(COHSMS))の概要



お問合せ先

コスモスセンター

お電話でお問合せの方は  
03-3453-1306

FAXでお問合せの方は  
03-3453-0992

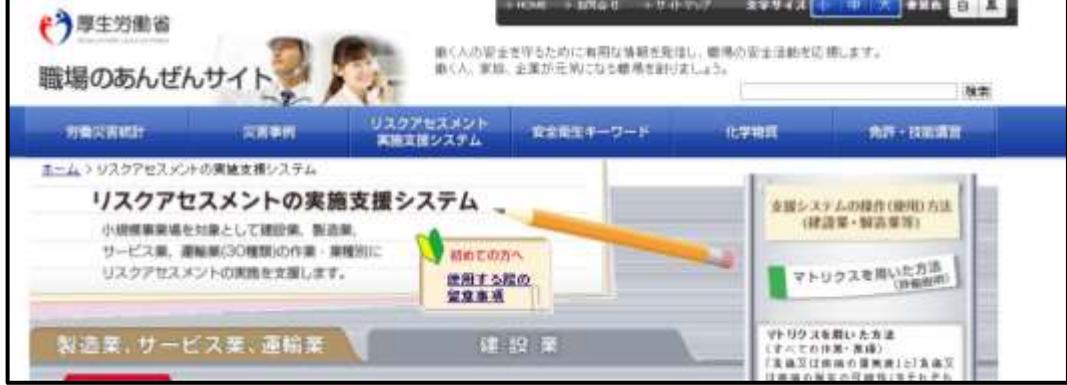
建設業労働災害防止協会 建設業労働安全衛生マネジメントシステムトータルサービスセンター  
(通称:コスモスセンター)  
〒108-0014  
東京都港区芝5-35-2  
安全衛生総合会館7階

## 改訂 COHSMSガイドライン 目次(平成30年4月から有効)

コスモスガイドラインは、厚生労働大臣が公表した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に基づき、建設業の固有の特性を踏まえ、必要な安全衛生管理の仕組みを示したものであり、建設事業を行う事業者が、自らの意志において、自主的に取り組むものです。



## リスクアセスメントの実施支援システム(建設)



## リスクアセスメントの手引きと規程例



# 安全衛生教育 労働安全衛生規則（雇入れ時等の教育）

## 第35条

事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、**教育を行わなければならない**。ただし、**令第2条**第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
3. 作業手順に関すること。
4. 作業開始時の点検に関すること。
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
6. 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
8. 前各号に掲げるもののほか、**当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項**

2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

安衛令第二条	業種
第1号	林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
第2号	製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゆう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゆう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業
第3号	その他の業種

## 職長・安全衛生責任者能力向上教育の実施

建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を実施しましょう

現場特有のリスクに応じた実効性のある「新規入場者教育」を実施しましょう

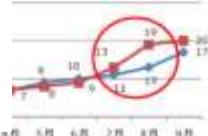
- 平成29年2月に「建設業に従事する職長及び安全衛生責任者に準じた教育カリキュラム」が定められました。
- 東京労働局が実施したアンケートによると、労働災害の発生施設店社では、職長等に対する再教育を実施している割合が下がっています。
- 現場における安全管理の要である職長等の能力向上を図り、減に取組みましょう。



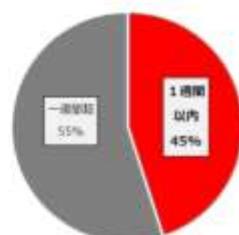
ける労働災害が急増しています。  
発生した死亡災害のうち、現場入場1週間以内の災害が45%を占めています。  
リスクに応じた実効性のある新規入場者教育を実施し、労働災害を減らしましょう。

状況

この月別死亡災害発生状況



新規入場経日数別・死亡災害発生状況



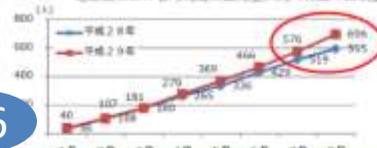
例

- ・ 職長等の職となった後、
- ・ 機械設備等が変更されたとき

講習時間  
5時間40分

平成29年2月20日付け  
基発第0220第4号

建設業における月別死亡災害発生状況(休業4日以上)



### 教育カリキュラム及び対象者

#### 教育カリキュラム

科目	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	30分
グループ演習	130分

# 労働安全衛生法に基づく教育

1	雇入れ時の安全衛生教育	安衛法第59条1項、規則35条
2	作業変更時の安全衛生教育	安衛法第59条2項、規則35条
3	特別教育*	安衛法第59条3項、規則36条
4	職長教育	安衛法第60条、施行令19条、規則40条
5	危険又は有害業務従事者の安全衛生教育	安衛法第60条の2、規則40条の2
6	労働災害防止従事者の能力向上教育	安衛法第19条の2、規則24条
7	健康教育	安衛法第69条
8	労働災害防止業務従事者講習	安衛法第99条の2

メンタルヘルスにかかる教育も忘れずに！

## \*事業者が行う特別教育について

- ①特別教育の細目は、厚生労働大臣が定める「安全衛生特別教育規程」（改正 厚生労働省告示第363号）に基づいて実施すること（労働安全衛生規則第39条）。
- ②特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3年間保存すること（労働安全衛生規則第38条）。

労働安全衛生法では、一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務とし、これらの業務については、一定の資格（免許を受けた者や技能講習を修了した者）を有するものでなければ就業させてはならないことになっています（安全衛生法第61条第1項）。

\*就業制限に係る業務は労働安全衛生法施行令第20条に定められています。

## 安全作業マニュアルの遵守状況の確認などについて

- **基本的な安全管理の取組が徹底されていないことにより死亡に至った災害が散見されます。**

災害事例	基本的な安全管理の取組
配達先のスーパーマーケットで、荷受け口付近にトラックを止め、荷台に乗って荷おろし作業を行っていたところ、勾配によりトラックが後方に動き出したため、トラックの後方から制止しようとしたが、トラックに轢かれたもの。	パーキングブレーキの使用等の逸走防止措置を講じること。
加工機のシリンダーロールを停止せずに、シリンダーロールの表面の調整を行おうとしたところ、シリンダーロールとゴムロールの間に腕を巻き込まれたもの。	調整作業の際に、シリンダーロールを停止させること。



- 各事業場で整備している安全作業マニュアルについて、労働者への教育や、掲示等による見える化、朝礼・ミーティング、安全パトロールなどを通じて、労働者への周知をお願いします。
- 安全作業マニュアルの遵守状況の確認をお願いします。



[建設業における総合的労働災害防止対策の推進について | 厚生労働省](#)

### ○ ずい道工事関係

[山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン | 厚生労働省](#)



[シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン | 厚生労働省](#)



[ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について | 安全衛生情報センター](#)



### ○ 掘削工事関係



[斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン | 厚生労働省](#)



[「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」の策定について | 安全衛生情報センター](#)



[土止め先行工法に関するガイドラインの策定について | 安全衛生情報センター](#)



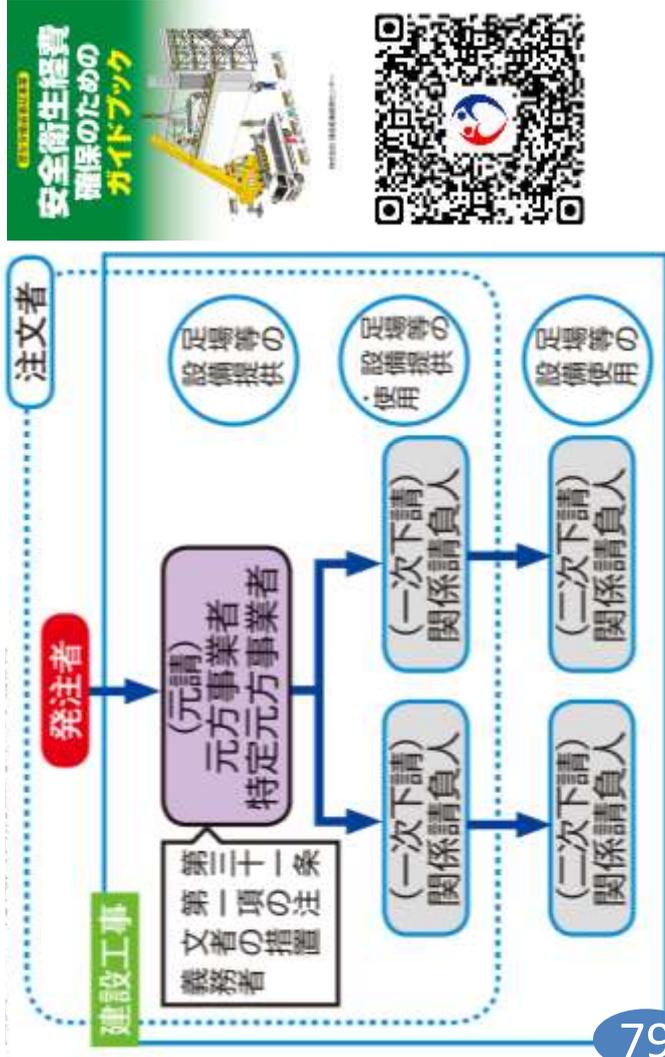
[土止め先行工法とは - 土止め先行工法に関するガイドラインの要点 - | 厚生労働省](#)

### ○ 橋梁工事関係

[橋梁建設工事における労働災害防止対策の徹底について | 安全衛生情報センター](#)



# 建設工事現場における請負関係と労働安全衛生法



# 職場における受動喫煙防止対策

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より全面施行されました。本法律により、望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わります。

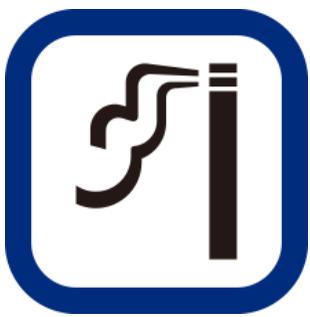


多くの施設において **屋内が原則禁煙** **20歳未満の方は喫煙エリアへの立入が禁止** **屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要** **喫煙室には標識の掲示が義務付け**

## 20歳未満の方は、喫煙エリアへは立入禁止に

20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへは一切立入禁止となります。たとえ従業員であっても立ち入らせるとはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の管理権原者等は指導・助言の対象となります。

## 喫煙室への標識の掲示義務について



喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等については禁止されており、罰則の対象となります。



# 労働安全衛生法のそれぞれの立場における規定

事業者	機械等、爆発物等、エネルギーによる危険防止措置 (第20条)	危険時退避措置 (第25条)	定期自主検査 (第45条)
	作業方法、場所から生じる危険防止措置 (第21条)	救護措置 (第25条の2)	就業制限 (第61条)
元方事業者	雇員災害防止措置 (第22条)	雇入れ時教育 (第59条第1項)	作業環境測定 (第65条)
	作業場の衛生環境整備 (第23条)	特別教育 (第59条第3項)	一般健康診断 (第66条第1項)
特定元方事業者	作業行動から生じる危険防止措置 (第24条)	職長等教育 (第60条)	特殊健康診断 (第66条第2項)
注文者	関係請負人、労働者に対する指導・指示 (第29条)	危険な場所における危険防止措置 (第29条の2)	危険時退避措置 (第30条の3)
	協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、関係請負人に対する教育への指導・援助等の措置 (第30条)	違法な指示の禁止 (第31条の4)	

出典：国土交通省「建設業法施行ガイドラインの改訂について」(平成28年10月)より

# Safe Work T O K Y O 建設死亡災害緊急対策要綱 ～急増する死亡災害の撲滅に向けた集中的取組～



## 【趣旨・目的】

令和3年における東京労働局の建設業における死亡者数は、5月19日時点で11人と前年同期（6人）に比べ5人増加しており、極めて憂慮すべき事態となっている。

内訳をみると、死亡者数全体の55%が墜落・転落によるものであり、基本的な災害防止対策が十分に講じられていないこと、建設工事現場における安全衛生管理活動が低調になっていることが懸念される。

このことから、建設業において急増する死亡災害の撲滅に向けた集中的取組として、建設工事現場に対する安全指導を強化するとともに、都内の建設関係労働災害防止団体等を通じ、各傘下の建設事業者に対して、墜落・転落防止を重点とした労働災害防止対策の強化の要請など各種の集中的取組を行うこととする。

## 【取組期間】

令和3年6月1日（火）～令和3年7月31日（土）

## 【建設事業者（元方事業者）の実施事項】

- (1) 「SafeWork T O K Y O 建設死亡災害緊急対策要綱」の関係労働者等への周知
- (2) 店社パトロールの実施強化（施工現場に対する集中的安全総点検の実施）
- (3) 施工現場における統括管理の強化及び墜落・転落防止対策の徹底等
  - ① 統括安全衛生責任者による現場巡視の励行と安全総点検、施工計画段階におけるリスクアセスメントと作業開始前の危険予知活動の的確な実施、新規入場者等に対する安全衛生教育の強化など安全衛生管理の強化
  - ② 高所作業自体が少なくて済む工法の採用、墜落・転落危険場所における有効な作業床の設置、作業床の設置が困難な場合における防網の設置及び墜落制止用器具の使用徹底
  - ③ 足場における墜落防止措置及び物体の落下防止措置、より安全な措置の徹底及び的確な強度検討
  - ④ 脚立等使用時における適切な用具の選定と適正な使用に係る関係労働者への教育の実施及び安全な作業手順の遵守徹底
  - ⑤ 熱中症予防対策における3管理（作業環境管理・作業管理・健康管理）の徹底等



立川労働基準監督署



「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」